

熊取町

第3次 男女共同参画プラン

令和5(2023)年度～令和14(2032)年度



令和5(2023)年3月

はじめに



本町では、平成 15（2003）年 3 月に「熊取町男女共同参画プラン」を策定し、平成 25（2013）年 3 月には、「熊取町男女共同参画条例」を制定しました。また、同月、同条例の考え等を具体化しました「熊取町第 2 次男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みを進めてまいりました。

この間、平成 27（2015）年には、女性活躍推進法が施行され、国際的には、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された持続可能な開発目標（SDGs）の一つに「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられ、国内外において、社会の様々な取り組みの中に男女共同参画の視点が盛り込まれるようになりました。

しかしながら、社会には依然として、固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、政策や方針決定過程における女性の参画が十分に進んでいない状況が、住民意識調査からもうかがえるところとなっています。

また、わが国では、少子高齢化の急速な進展や雇用形態の多様化、また、新型コロナウイルス感染症の影響などによる、女性の就労に対する影響やDV相談の増加、また男性の育児休業取得率の低迷など様々な課題があります。

このような状況を踏まえ、本町の男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、町のめざすべき姿を「互いに認めあい ともに支えあい 誰もが自分らしく輝けるまち」とした「熊取町第 3 次男女共同参画プラン」を策定いたしました。

本計画の推進には、町民、事業者、関係団体・機関の皆様との連携、協働が何よりも重要です。皆様には、より一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、本プラン策定にあたり、ご審議いただきました熊取町男女共同参画推進審議会委員の皆様、また、住民意識調査等において貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に心から感謝申し上げますとともに、本町における男女共同参画社会の実現のため、引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 5（2023）年 3 月

熊取町長 藤原 敏 司

目次

第 ❶ 章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の根拠	1
2. 計画の役割	2
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画期間	3
第 ❷ 章 男女共同参画を取り巻く現状と課題	4
1. 統計指標からみる現状	4
2. アンケート結果からみる現状	14
3. 第2次プランでの取組と課題	20
4. 第2次プランの評価	23
第 ❸ 章 計画の基本的な考え方	24
1. 基本理念	24
2. 男女共同参画における町のめざす姿	25
3. 基本的方向	25
4. SDGs と本計画との関係	25
5. 施策体系	27
第 ❹ 章 施策の内容	30
目標値	30
基本的方向 1	31
基本的方向 2	35
基本的方向 3	38
基本的方向 4	44
基本的方向 5	48
第 ❺ 章 計画の推進にあたって	51
1. 庁内推進体制の充実	51
2. 町民や関係団体、関係機関、事業者との連携	51
3. 国や府等との連携	51
参考資料	52
1. 計画の策定経過	52
2. 男女共同参画推進審議会規則	54
3. 男女共同参画推進審議会委員名簿	55
4. 男女共同参画推進条例	56
5. 男女共同参画推進会議要綱	59
6. 男女共同参画社会基本法	60
7. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	64
8. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	73
9. 国際連合や国、大阪府、熊取町における取組	82

— 用語解説について —

用語解説は本文中の初出の箇所の脚注で説明しています。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の根拠

我が国においては、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、その中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は緊要な課題であり、二十一世紀の最重要課題と位置づけられています。

また、「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12（2000）年に「男女共同参画基本計画」が策定されて以降、5年ごとに計画が見直され、令和2（2020）年に「第5次男女共同参画基本計画」（以下「第5次基本計画」という。）が策定されました。

「第5次基本計画」では

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs¹で掲げられている包摂的かつ持続的な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

の4つを目指すべき社会として掲げています。

本町においては、平成15（2003）年に「熊取町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を行ってきました。

これまでの取組や社会情勢の変化により、性別によって役割を固定的に捉える意識は薄れつつありますが、依然として不平等感が高い分野も多くあり、今後も一層の男女共同参画の推進に向けた取組が必要です。

また、少子高齢化の進展や平均寿命の延伸、それに伴う家族のあり方や働き方の多様化等、近年人生のあり方が複雑多様化してきています。人生100年時代に向け、若者から高齢者まで、全ての人に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会づくりのための取組を進める必要があります。

このたび、平成25（2013）年度から令和4（2022）年度までを期間とした「熊取町第2次男女共同参画プラン」（以下「第2次プラン」という。）の満了にあたり、今後の本町における男女共同参画に関する取組を計画的に推進するため、国の「第5次基本計画」や府計画、社会情勢、本町の現状などを踏まえ、新たに「熊取町第3次男女共同参画プラン」（以下「本計画」という。）を策定します。

¹ 持続可能な開発目標（SDGs）：「Sustainable Development Goals」の略称であり、平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成されています。

2. 計画の役割

本町における男女共同参画社会の実現に向けての「施策の基本的方向とその推進方策」を定めま
す。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び本町の「男女共同参画推進条例」に基
づき策定するものです。

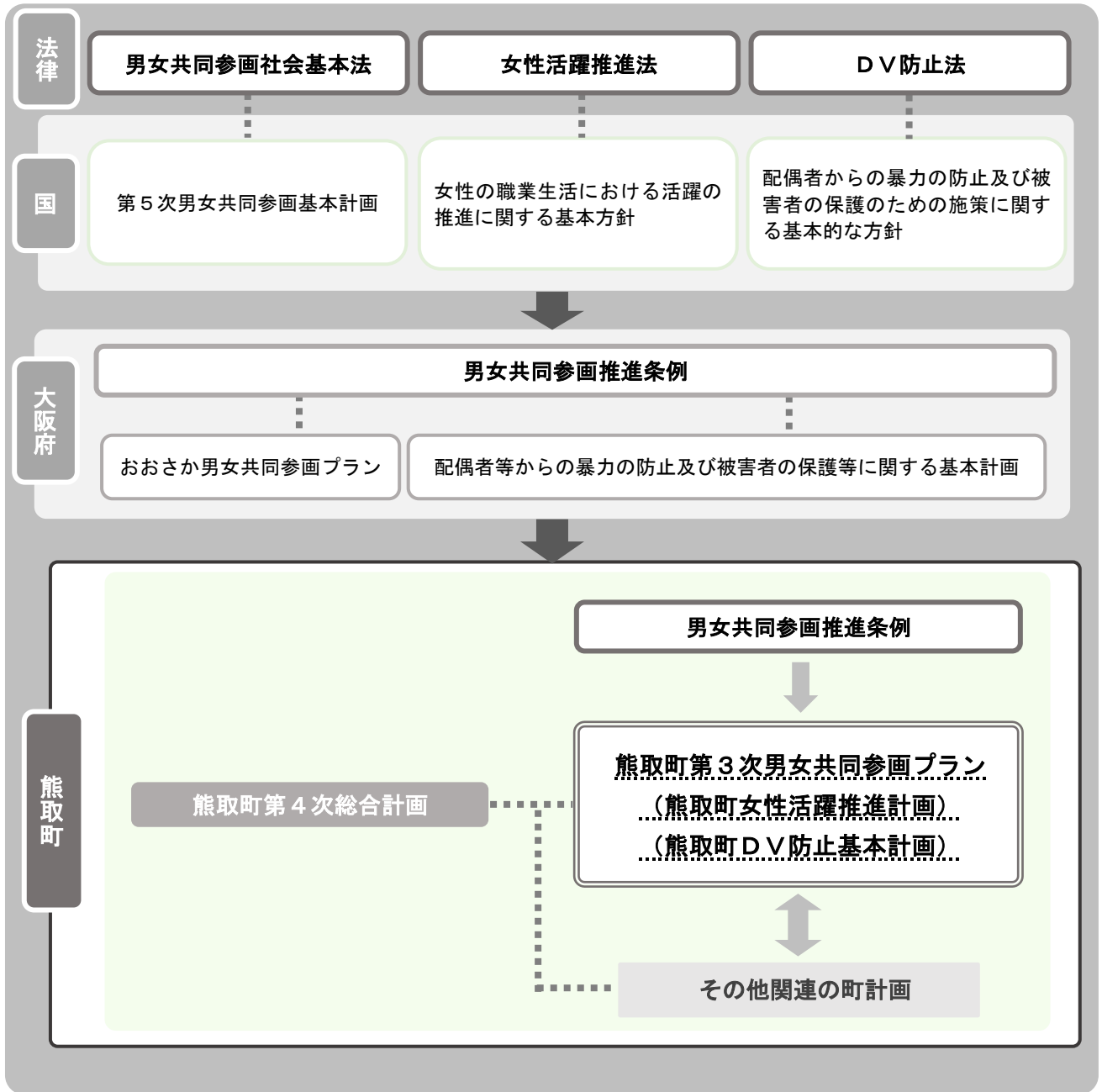
また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基
づく「熊取町女性活躍推進計画」と、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（D
V²防止法）」第2条の3第3項に基づく「熊取町DV防止基本計画」を包含しています。

策定にあたっては、「熊取町第4次総合計画」をはじめとした本町の男女共同参画にかかわる各種
計画との整合を図りながら、国の「第5次基本計画」や府の「おおさか男女共同参画プラン（2021-
2025）」などの内容を勘案するとともに、各種統計データや住民アンケート調査の結果による現状を
踏まえて策定しています。

加えて、本計画は、SDGsの5番目のゴールである「ジェンダー³平等を実現しよう」を中心に、
各ゴールを意識しながら男女共同参画を推進します。

² ドメスティック・バイオレンス：英語の「Domestic Violence」をカタカナで表記したもので、略して「DV」と呼ば
れることもあります。明確な定義はありませんが、日本では「配偶者・パートナー、恋人など親密な関係にある、または
あった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。

³ ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/
sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このよ
うな男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）といいます。「社会的・文化的に形成
された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく国際的にも使われています。



4. 計画期間

計画の期間は令和5（2023）年度から令和14（2032）年度の10年間とします。ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しをするものとします。

第 2 章 男女共同参画を取り巻く現状と課題

1. 統計指標からみる現状

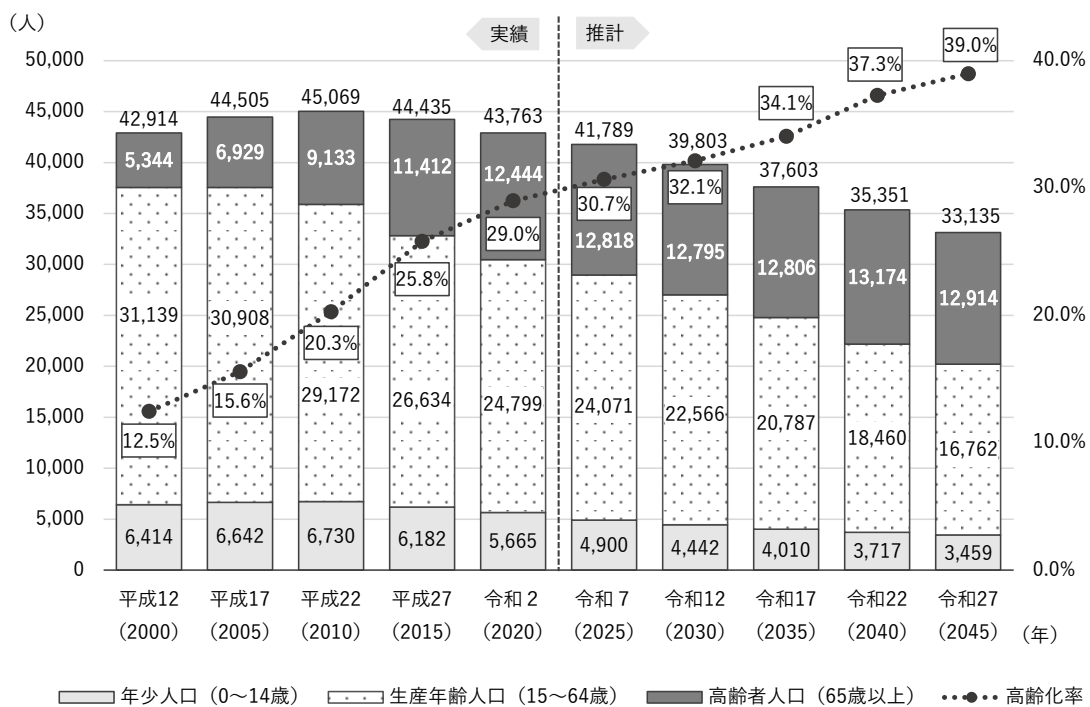
(1) 人口

本町の人口は、平成 22（2010）年まで増加傾向にあったものの、平成 27（2015）年以降減少に転じています。

内訳をみると、15 歳未満の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口は減少傾向にある一方で、65 歳以上の高齢者人口については増加傾向にあり、令和 2（2020）年には高齢化率が 29.0%と、人口の 3 割近くが 65 歳以上となっています。

人口推計をみると、今後も少子高齢化が進行し、令和 27（2045）年には高齢化率が 39.0%と 4 割近くまで上昇する見込みとなっています。

【（熊取町）高齢化率と年齢 3 区分別人口の推移（推計含む）】



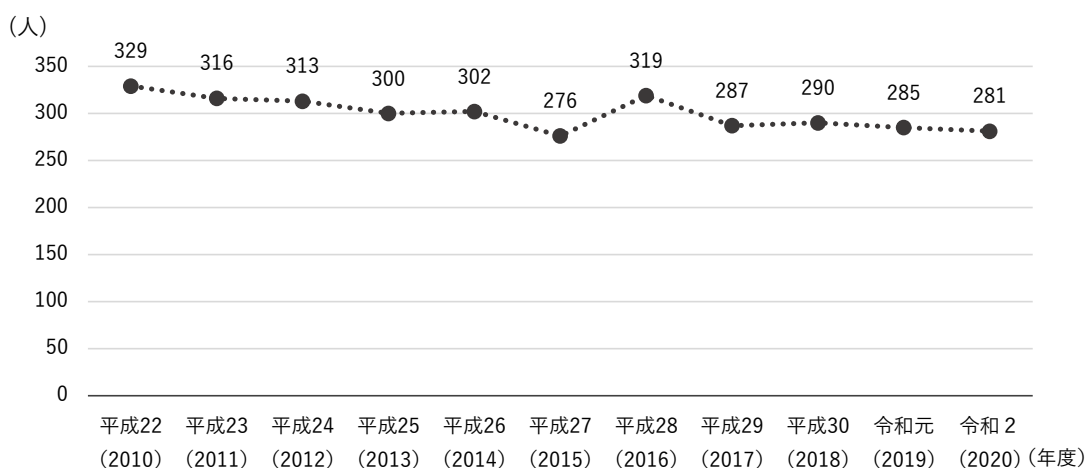
資料：平成 12（2000）年～令和 2（2020）年：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）より
 令和 7（2025）年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成 30 年 3 月推計）より

※人口総数には年齢「不詳」を含むため、年齢 3 区分別人口の計と総数は一致しない
 ※高齢化率は、年齢不詳を除いた総人口に対する 65 歳以上人口の割合

本町の出生数は、過去 10 年間で、概ね減少傾向にあり、平成 29（2017）年度以降は 300 人未満が続いています。

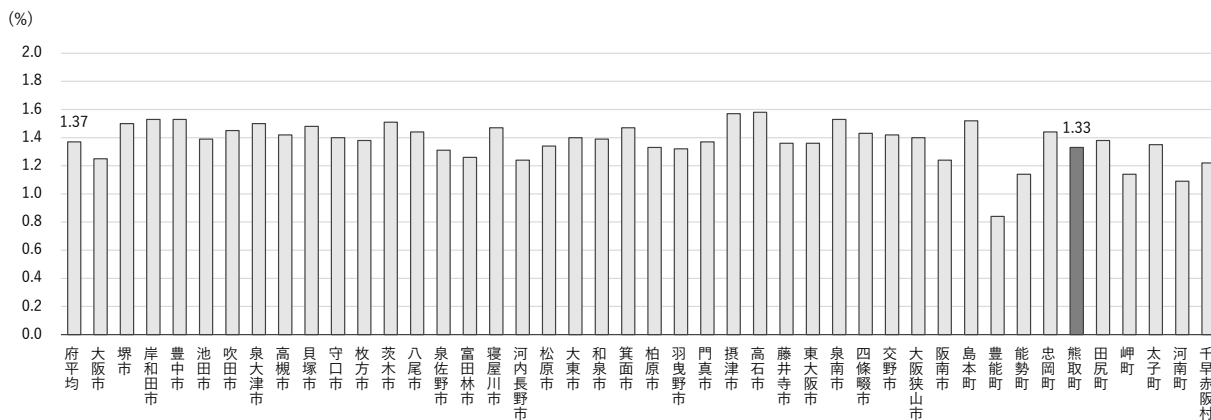
合計特殊出生率は、1.33 と府平均より低く、大阪府内市町村では 12 番目に低くなっています。

【（熊取町）出生数の推移】



資料：人口動態調査より

【大阪府下の市区町村における合計特殊出生率】



資料：人口動態統計特殊報告より、平成 25（2013）年～平成 29（2017）年の値

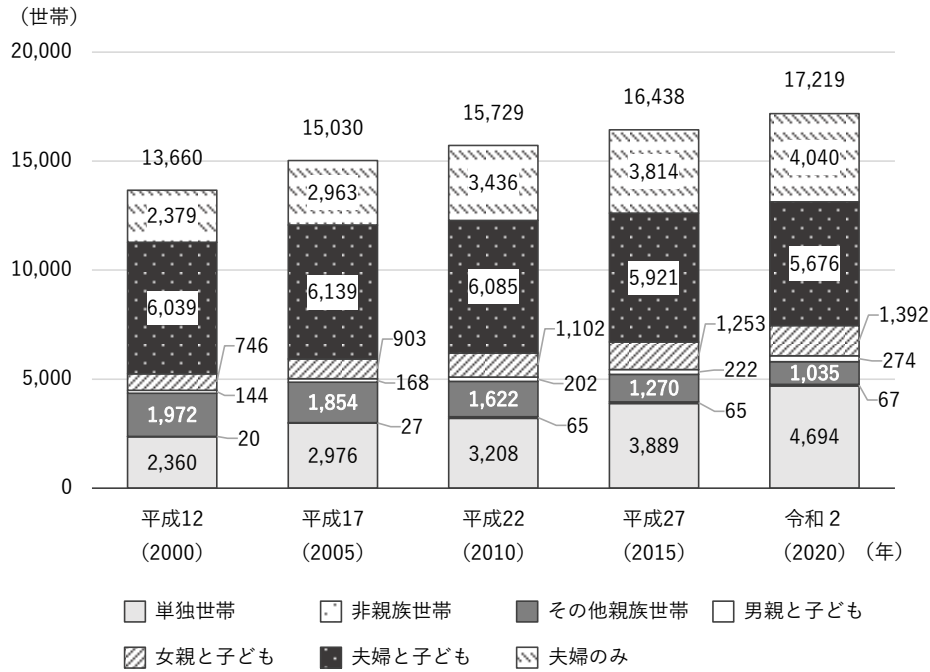
(2) 世帯

本町の世帯数は増加傾向にあり、令和2（2020）年には17,219世帯となっています。

その内訳をみると、単独世帯と夫婦のみ世帯で増加傾向がみられます。

また、高齢者世帯については、夫婦のみ世帯・単身世帯ともに増加傾向にあり、令和2（2020）年では一般世帯数に占める高齢者世帯の割合が26.6%となっています。

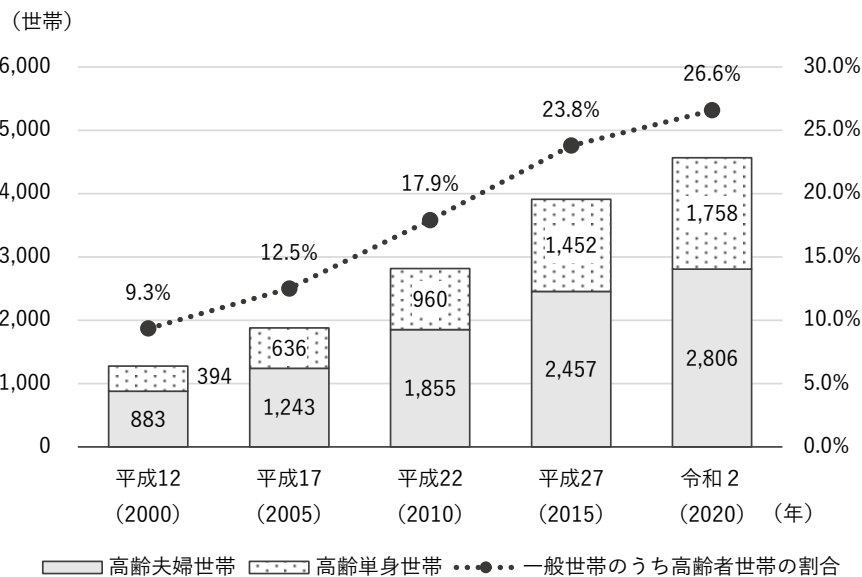
【(熊取町) 世帯類型別世帯数の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日時点）より

※世帯総数には世帯類型「不詳」を含むため、世帯類型ごとの合計と総数は一致しない

【(熊取町) 高齢者世帯の推移】

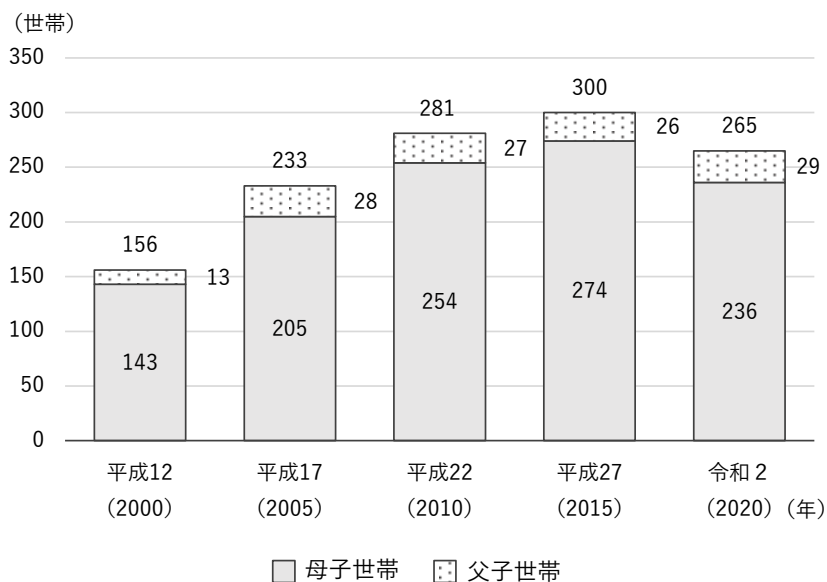


資料：国勢調査（各年10月1日時点）より

※高齢者世帯の割合は、不詳を除いた一般世帯数に対する高齢者世帯数の割合

ひとり親世帯については、令和2（2020）年では265世帯と減少していますが、20年前と比較すると、母子家庭で約1.65倍、父子家庭で約2.23倍となっています。

【（熊取町）ひとり親世帯の推移】



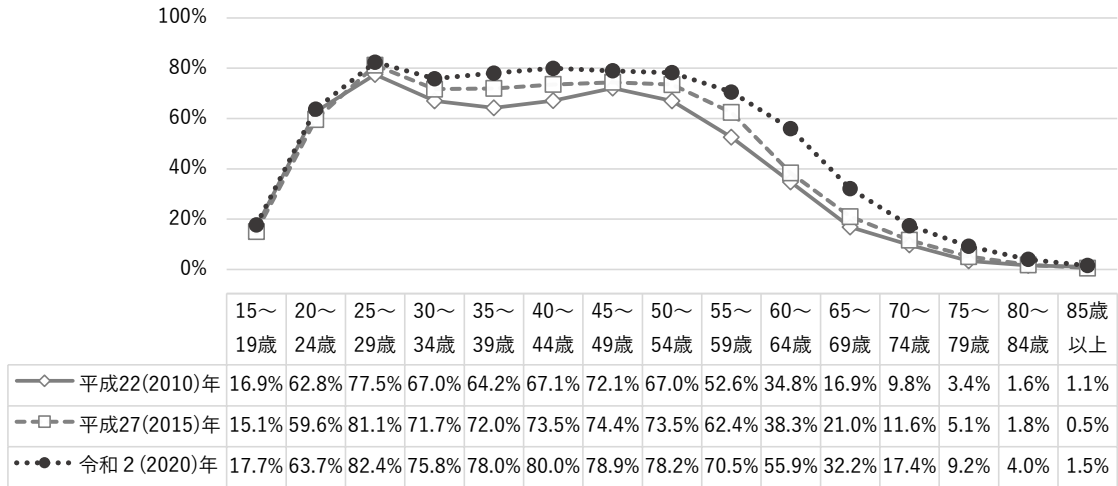
資料：国勢調査（各年10月1日時点）より



(3) 労働力率

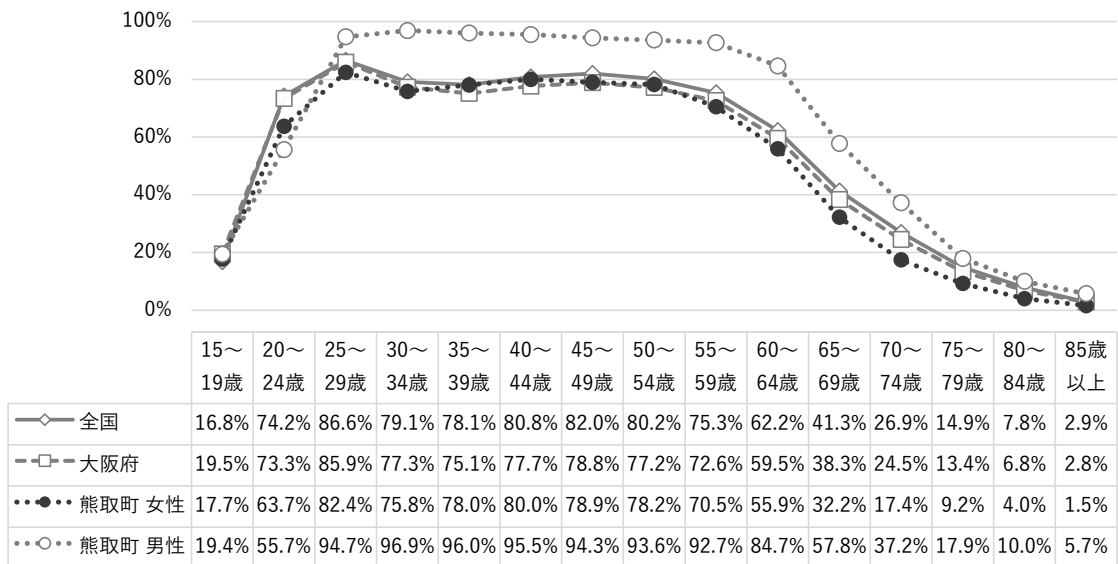
本町の女性の労働力率をみると、30歳代で他の年代よりも労働力率が低くなる「M字カーブ⁴」を描いているものの、年々労働力率は上昇しておりカーブは緩やかになりつつあります。全国・大阪府と比較すると、25歳以上では全国・大阪府より低い値となっています。

【(熊取町) 女性の年齢階級 (5歳階級) 別労働力率の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日時点）より

【全国・大阪府・熊取町の年齢階級 (5歳階級) 別労働力率の比較】



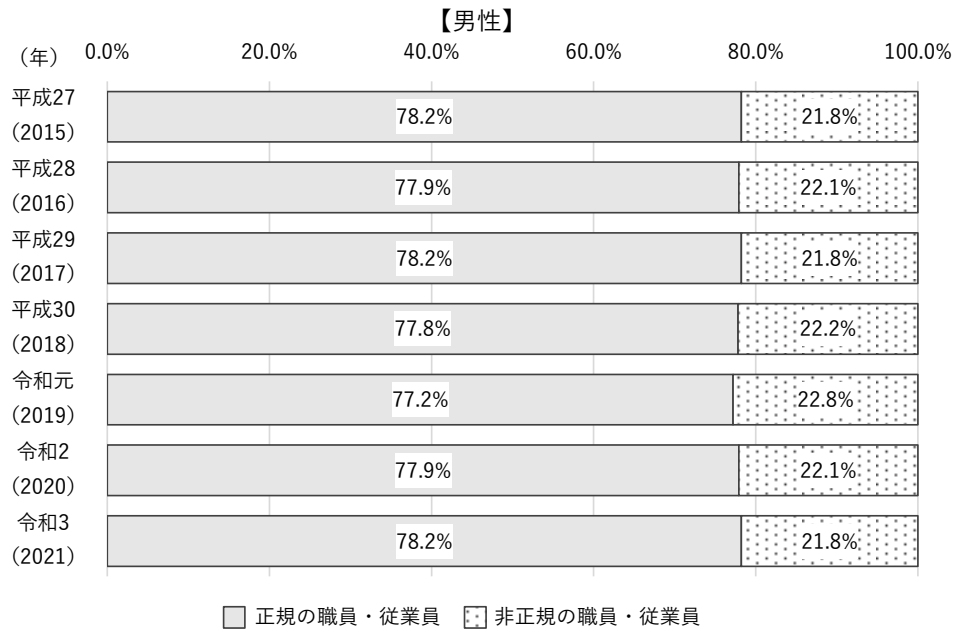
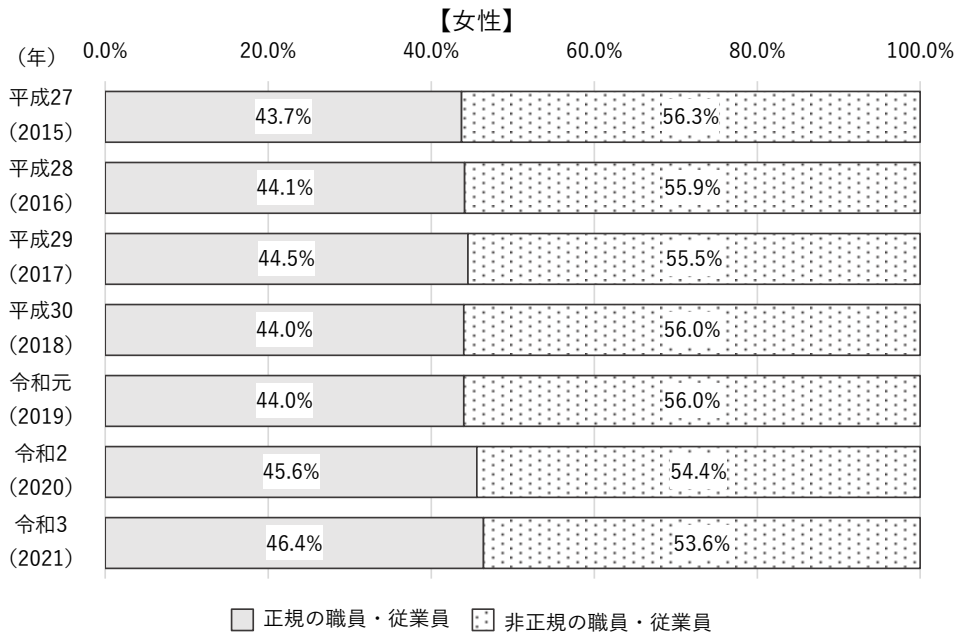
資料：国勢調査（令和2（2020）年10月1日時点）より
※全国・大阪府は女性の労働力率

⁴ M字カーブ：日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化した時、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的に見ると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における労働力率の低下は見られません。

(4) 国の正規・非正規の雇用者の男女の割合の推移

非正規雇用者の割合を男女別で見ると、令和3（2021）年時点で、女性が53.6%、男性が21.8%と、依然として女性で非正規の割合が高くなっています。

【国の正規・非正規の雇用者の男女の割合の推移】



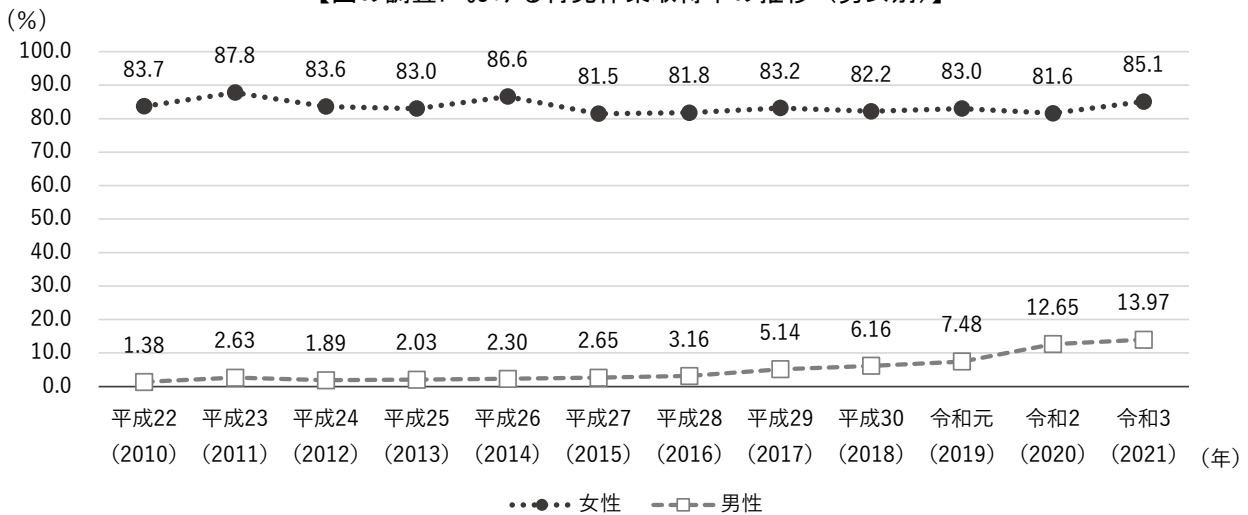
資料：労働力調査（年平均）より

(5) 育児休業取得率の推移

国の育児休業取得率の推移をみると、女性の育児休業取得率は8割を超えていますが、男性は令和3（2021）年度時点で13.97%にとどまっています。

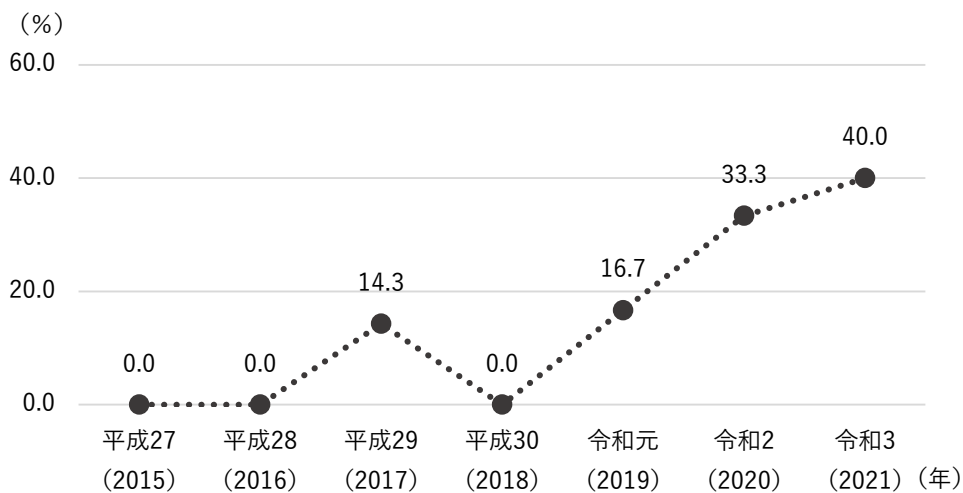
本町の男性職員の育児休業取得率をみると、平成30（2018）年以降、上昇傾向にあり、令和3（2021）年には40.0%となっています。

【国の調査における育児休業取得率の推移（男女別）】



資料：雇用均等基本調査（各年10月1日時点）より
※平成23年度は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

【（熊取町）男性職員の育児休業取得率の推移】

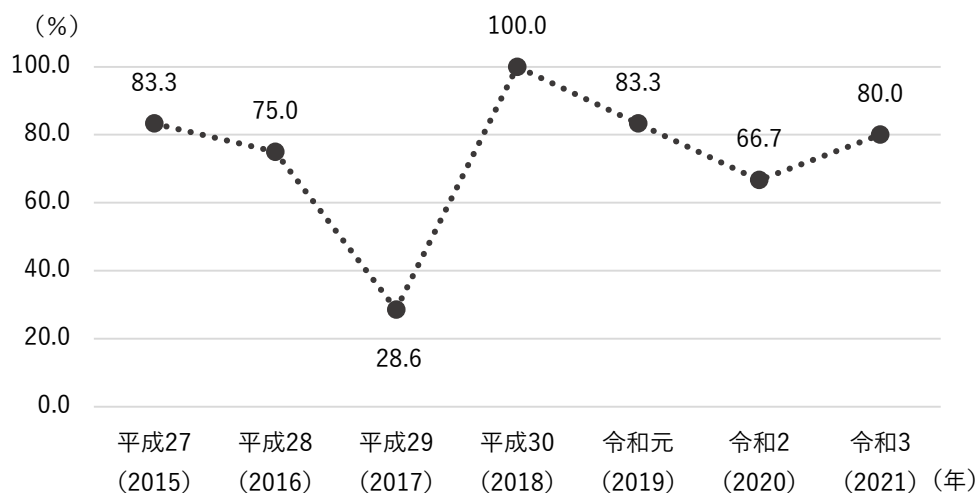


資料：人事課作成

(6) 配偶者出産休暇取得率の推移

本町の男性職員の配偶者出産休暇取得率をみると、平成29（2017）年に28.6%と低くなっているものの、その他の年は6割を超えており、令和3（2021）年には80.0%となっています。

【（熊取町）男性職員の配偶者出産休暇取得率の推移】

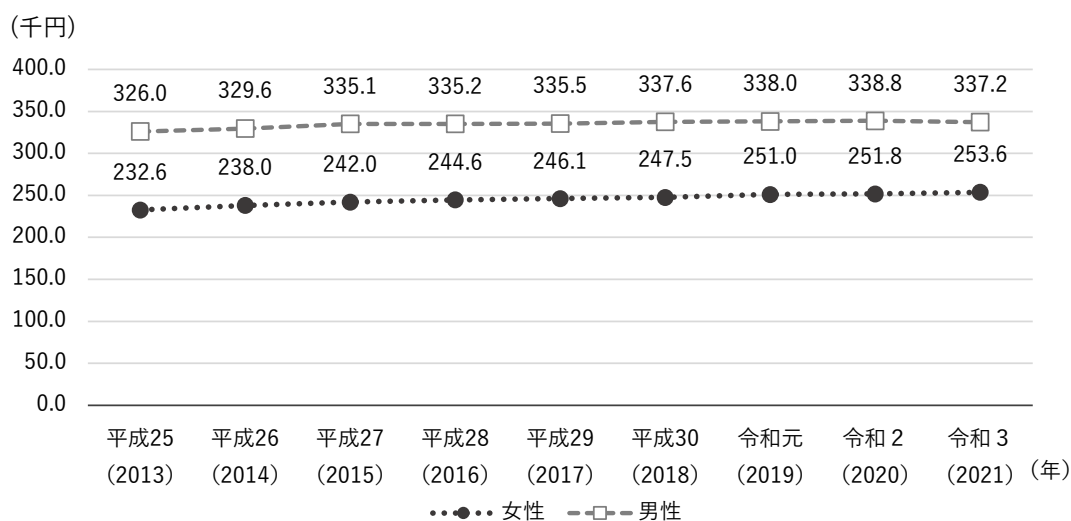


資料：人事課作成

(7) 国の調査における男女間の賃金格差

性別ごとの賃金の推移をみると、男女どちらも概ね上昇していますが、男女間で一定の差がある状態で推移しています。令和3（2021）年には男性では337.2千円、女性で253.6千円となっており、男性を100とした時、女性は75.2と、24.8ポイントの格差があります。

【国の調査における賃金の推移（男女別）】



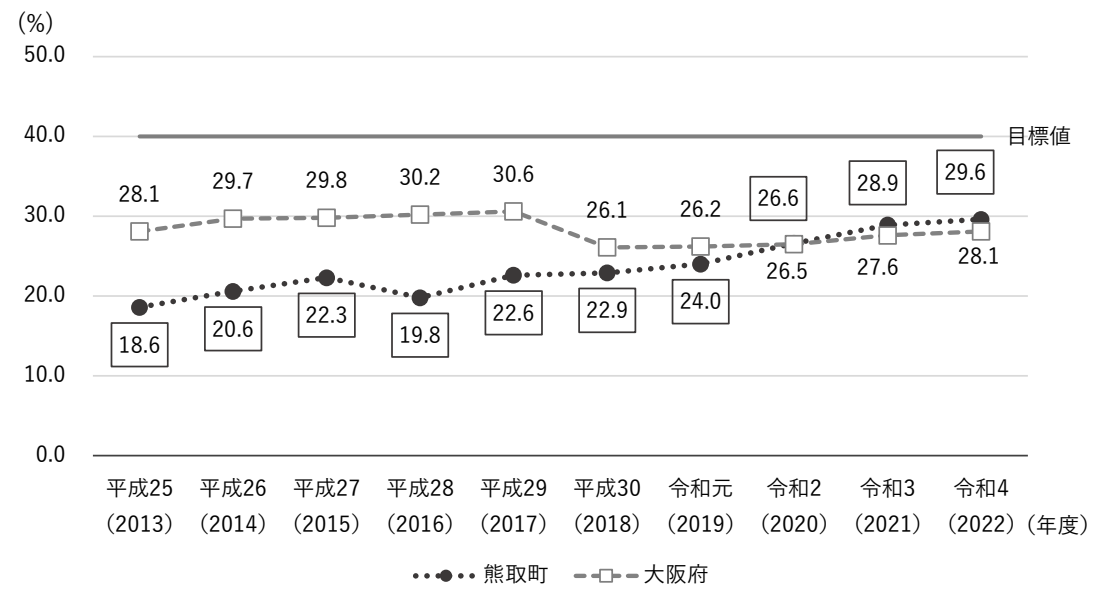
資料：賃金構造基本統計調査（各年6月分時点）より
 ※平成30（2018）年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している
 ※令和2（2020）年より有効回答率を考慮した推計方法に変更している

(8) 女性の参画状況

本町の審議会等への女性登用率は、平成25(2013)年度以降増加傾向にあり、令和4(2022)年度では29.6%となっています。一方で「第2次プラン」において目標値としていた40.0%については未達成となっています。

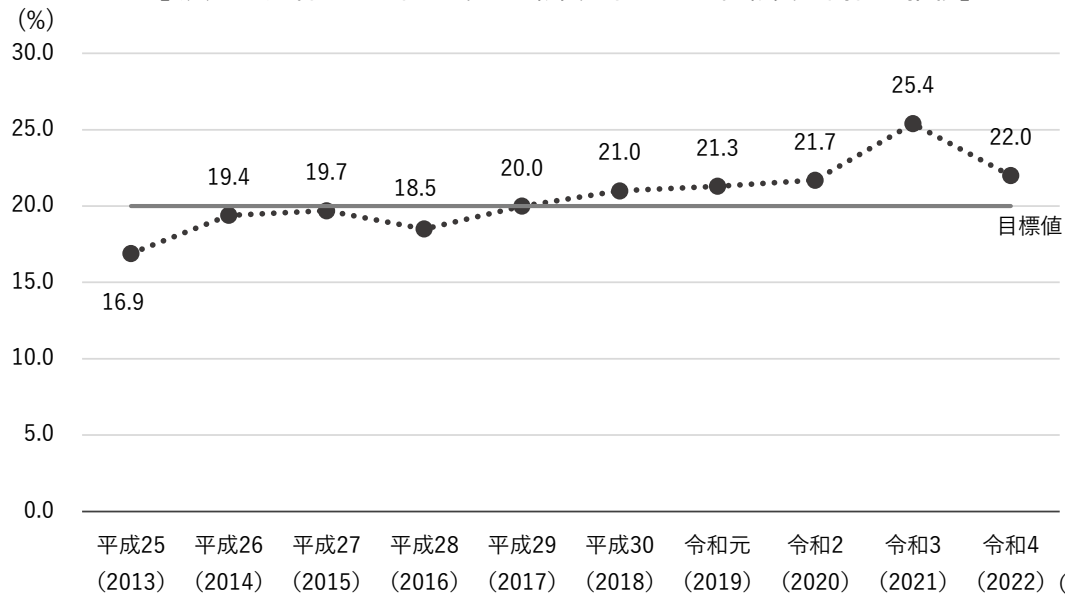
また、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合について、平成30(2018)年以降、目標値である20%を上回った状態で推移しており、令和4(2022)年には22.0%となっています。

【大阪府・熊取町における審議会等への女性登用率の推移】



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況調べ」
(各年4月1日時点)より

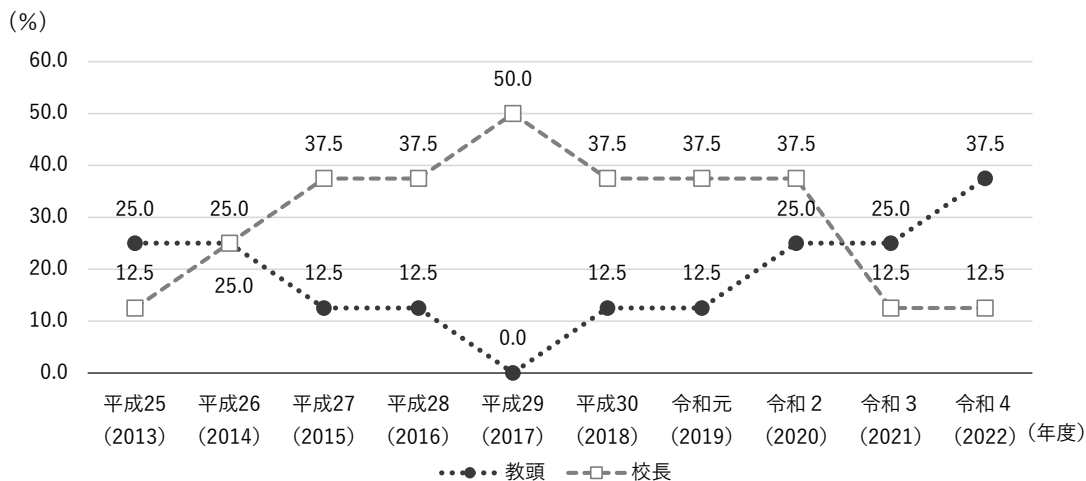
【(熊取町) 管理的地位にある町職員に占める女性職員の割合の推移】



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況調べ」
(各年4月1日時点)より

本町における町立小中学校の教頭以上の女性割合をみると、教頭は平成 29 (2017) 年度以降、増加を続け、令和 4 (2022) 年度では 37.5%となっています。校長については、平成 29 (2017) 年度に 50.0%まで増加しましたが、その後減少し、令和 4 (2022) 年度には 12.5%となっています。

【(熊取町) 町立小中学校の教頭以上の女性割合】

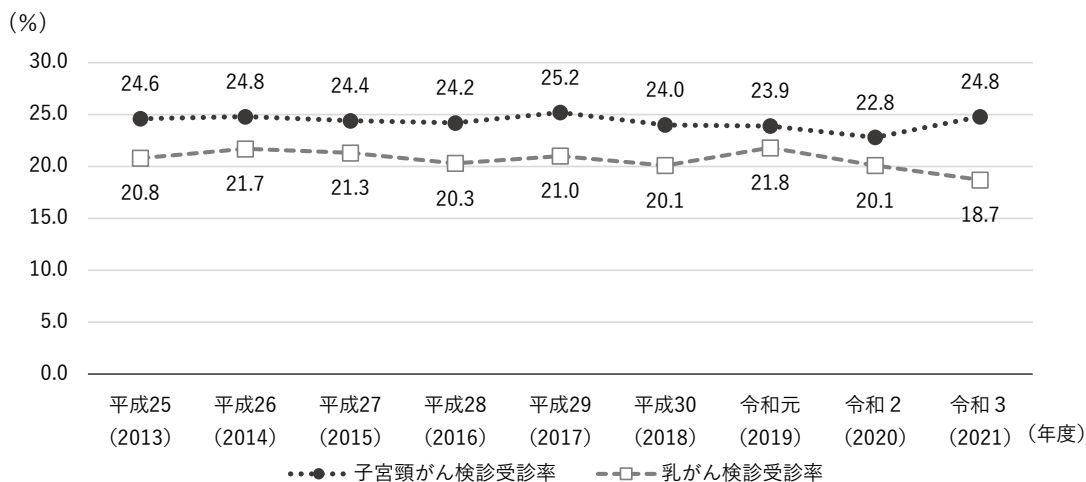


資料：学校教育課作成（各年 4 月 1 日時点）より

(9) 検診の受診率

本町の子宮がん・乳がん検診の受診率をみると、子宮がん検診では概ね 25%前後、乳がん検診では概ね 20%前後を推移しています。

【(熊取町) 子宮がん・乳がん検診受診率の推移】

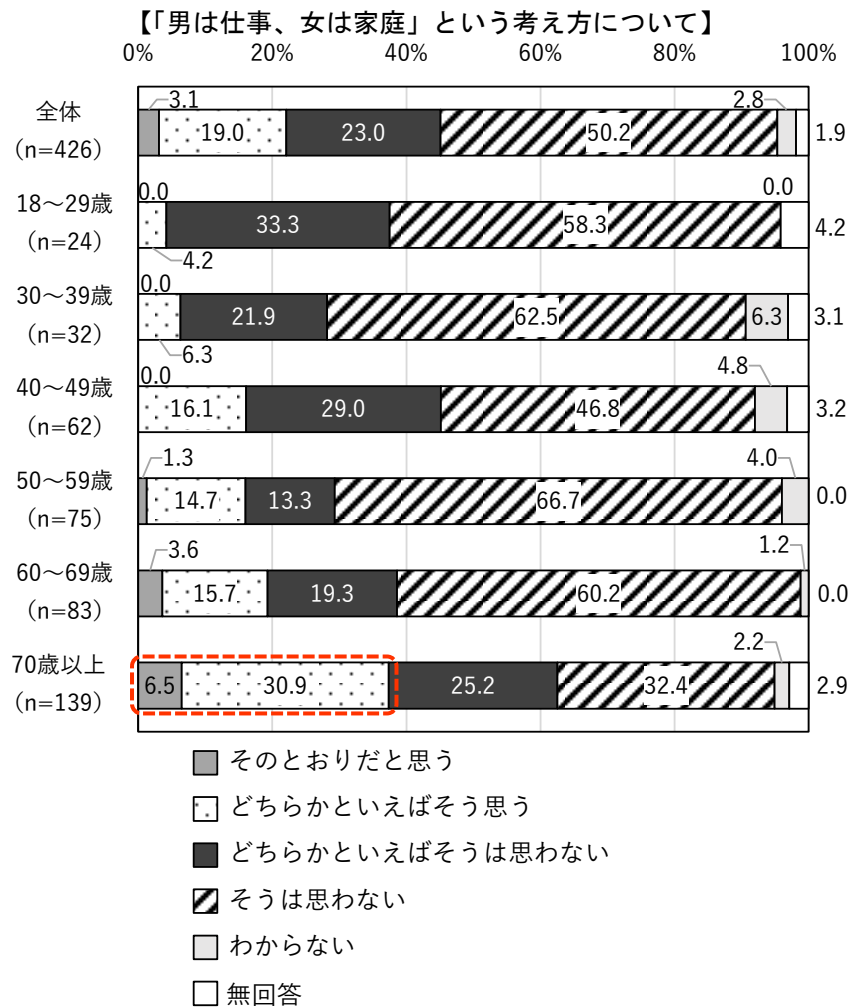


資料：健康・いきいき高齢課作成

2. アンケート結果からみる現状

(1) 性別役割分担意識⁵について

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、全体で「そうは思わない」が50.2%と最も高く、「どちらかといえばそうは思わない」を合わせた『そうは思わない』割合は73.2%となっています。また、年代別にみると、概ね年代が上がるにつれて「そのとおりだと思う」・「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う』割合が高くなっており、「70歳以上」では37.4%となっています。



資料：熊取町男女共同参画並びに人権に関する住民アンケートより（令和3（2021）年実施）



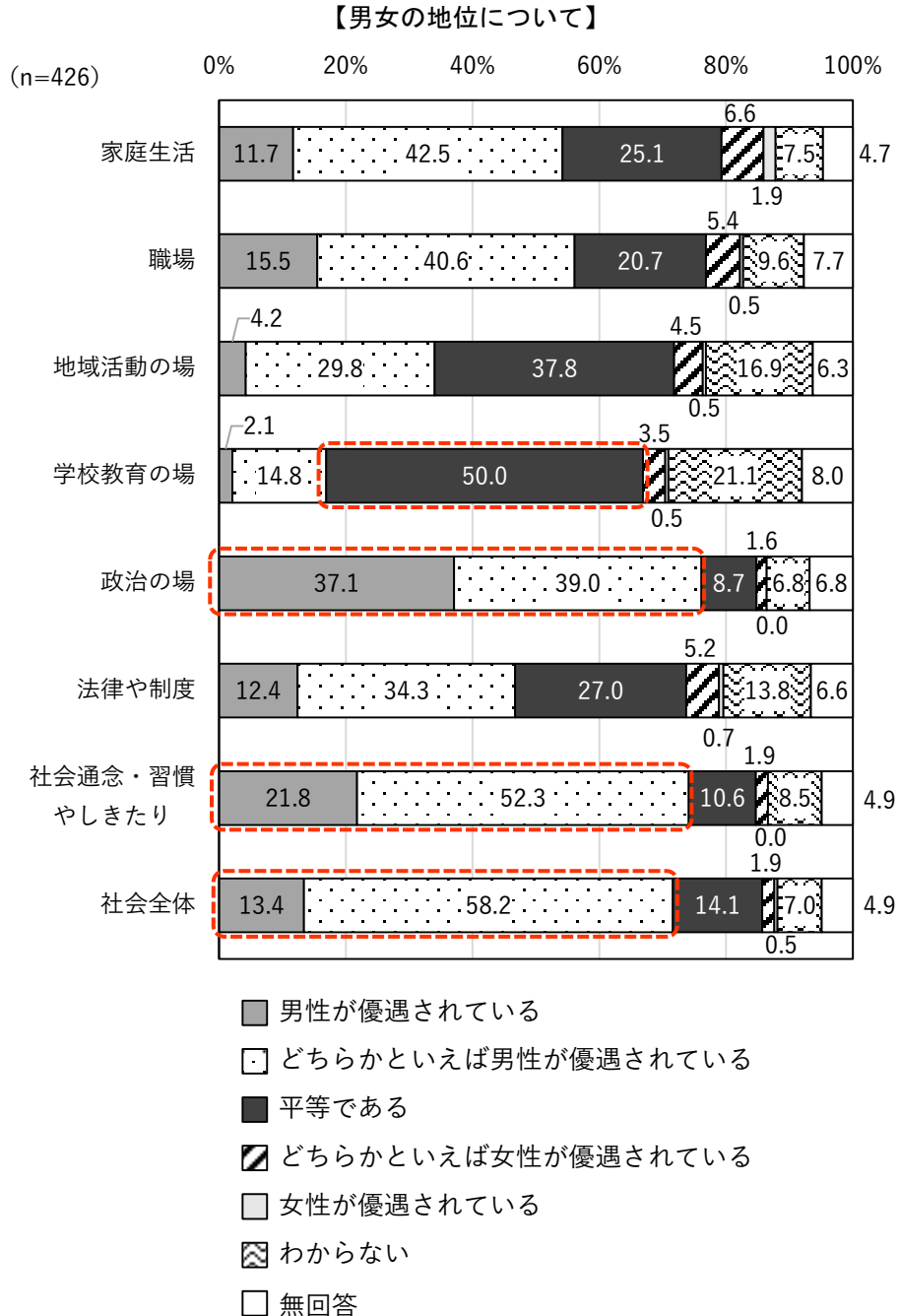
「男は仕事、女は家庭」という考え方をはじめとする固定的な性別役割分担意識について否定的な割合は高くなっているものの、年代によって意識差がみられることから、性別役割分担意識の払拭に向けて、年代に応じた効果的な啓発手法等を検討していくことが必要です。

⁵ 性別役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を分ける考え方のこと。

(2) 男女の地位について

男女の地位については、特に「政治の場」・「社会通念・習慣やしきたり」・「社会全体」で「男性が優遇されている」・「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた『男性優遇』の割合が7割を超え高くなっています。

一方で、「学校教育の場」では「平等である」が50.0%と比較的高くなっています。



資料：熊取町男女共同参画並びに人権に関する住民アンケートより（令和3（2021）年実施）

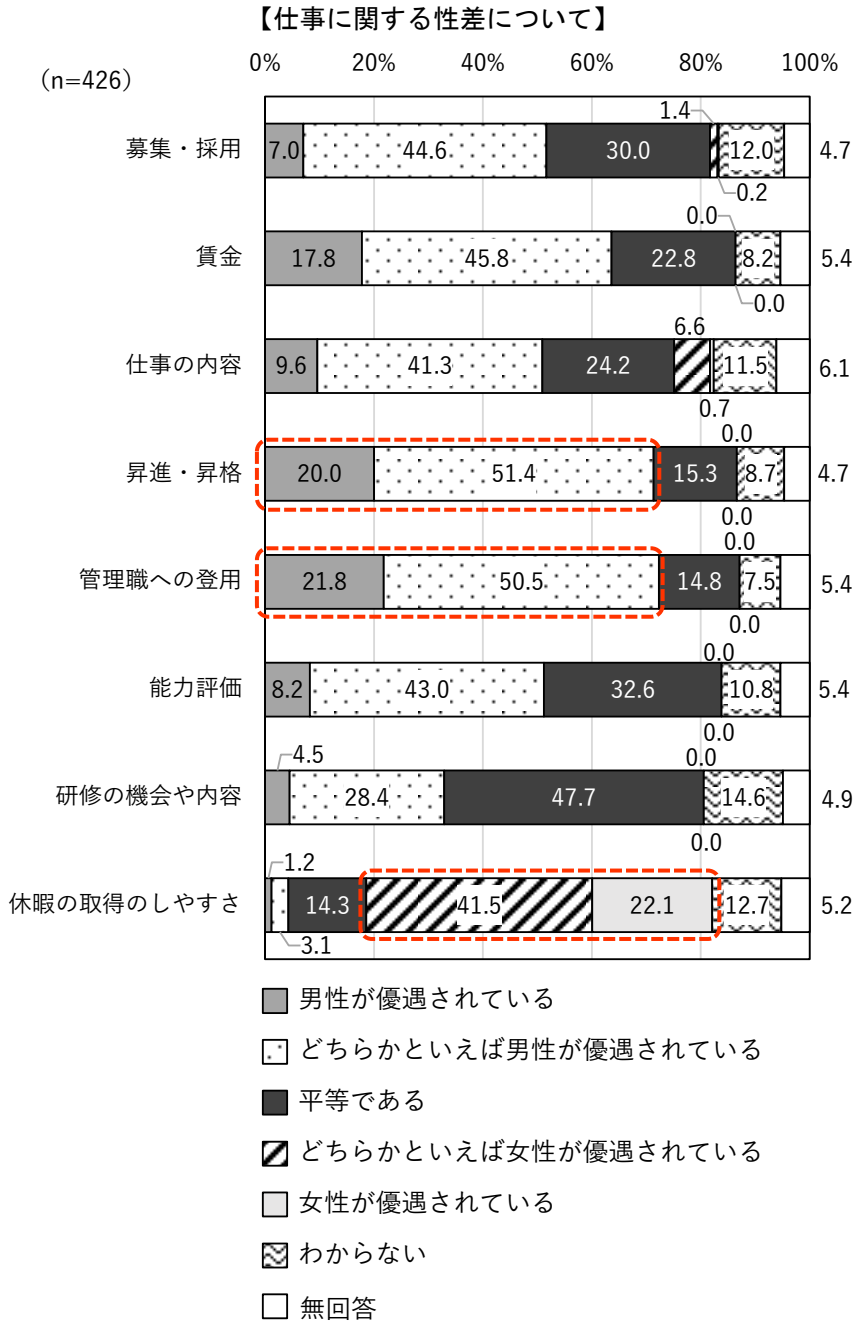


多くの分野で『男性優遇』の意識が強くなっていることから、あらゆる分野への女性の参画促進や、社会通念・習慣やしきたりの見直し等の意識改革が求められます。

(3) 仕事に関する性差について

仕事に関する性差では、「昇進・昇格」・「管理職への登用」で「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた『男性優遇』の割合が7割を超え高い結果となっています。

一方で、「育児・介護・看護休暇などの休暇の取得のしやすさ」で「女性が優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」を合わせた『女性優遇』の割合が6割を超える結果となっています。



資料：熊取町男女共同参画並びに人権に関する住民アンケートより（令和3（2021）年実施）

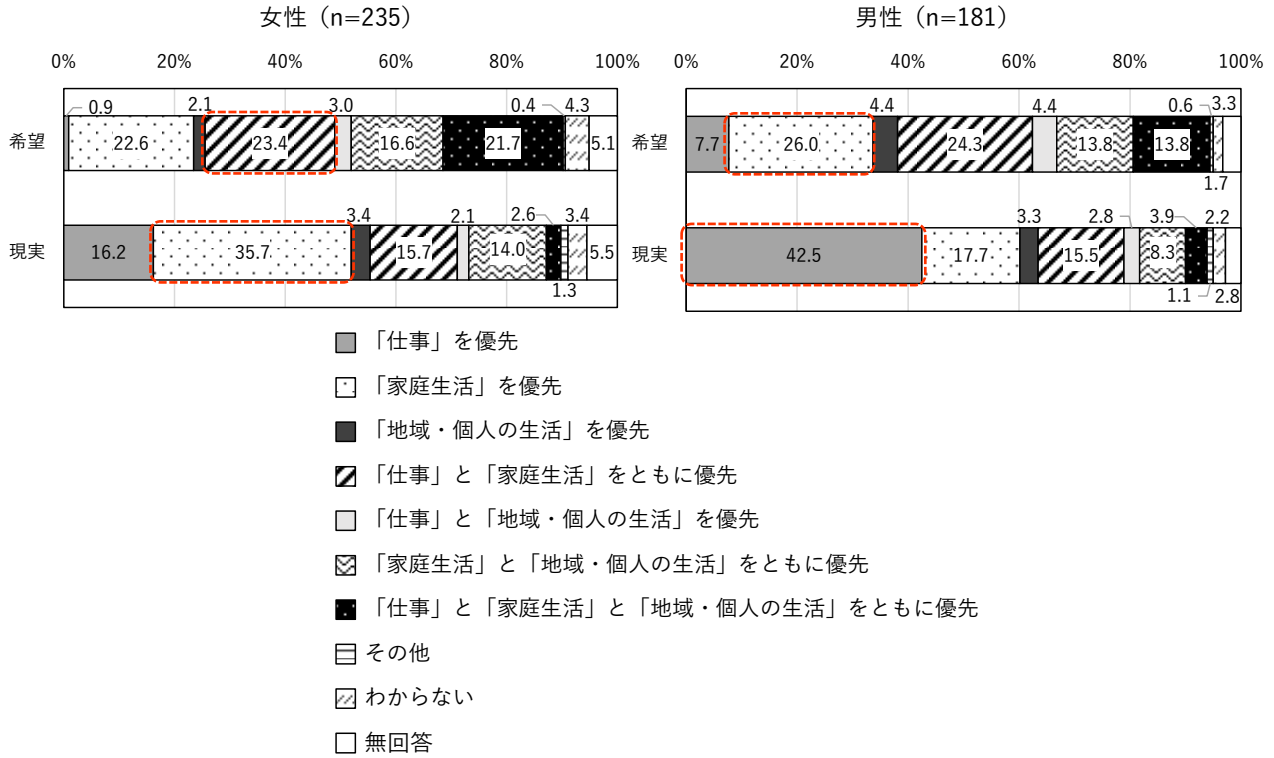


仕事に関する性差の解消に向け、事業所等における方針決定過程への女性参画の促進や、男女がともに休暇を取得しやすい環境の整備が必要です。

(4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）⁶について

ワーク・ライフ・バランスの希望については、女性で「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい」、男性で「家庭生活」を優先したい」が最も高くなっている一方で、現実では、女性で「家庭生活」を優先している」、男性で「仕事」を優先している」が最も高くなっており、男女ともに希望と現実に乖離がみられる結果となっています。

【日常生活での優先度の希望と現実（現状）について】



資料：熊取町男女共同参画並びに人権に関する住民アンケートより（令和3（2021）年実施）



性別に関わらず個人が希望する生き方を選択できるよう、柔軟で多様な働き方の拡充や、男性が家事・育児、介護をすることへの理解促進が求められます。

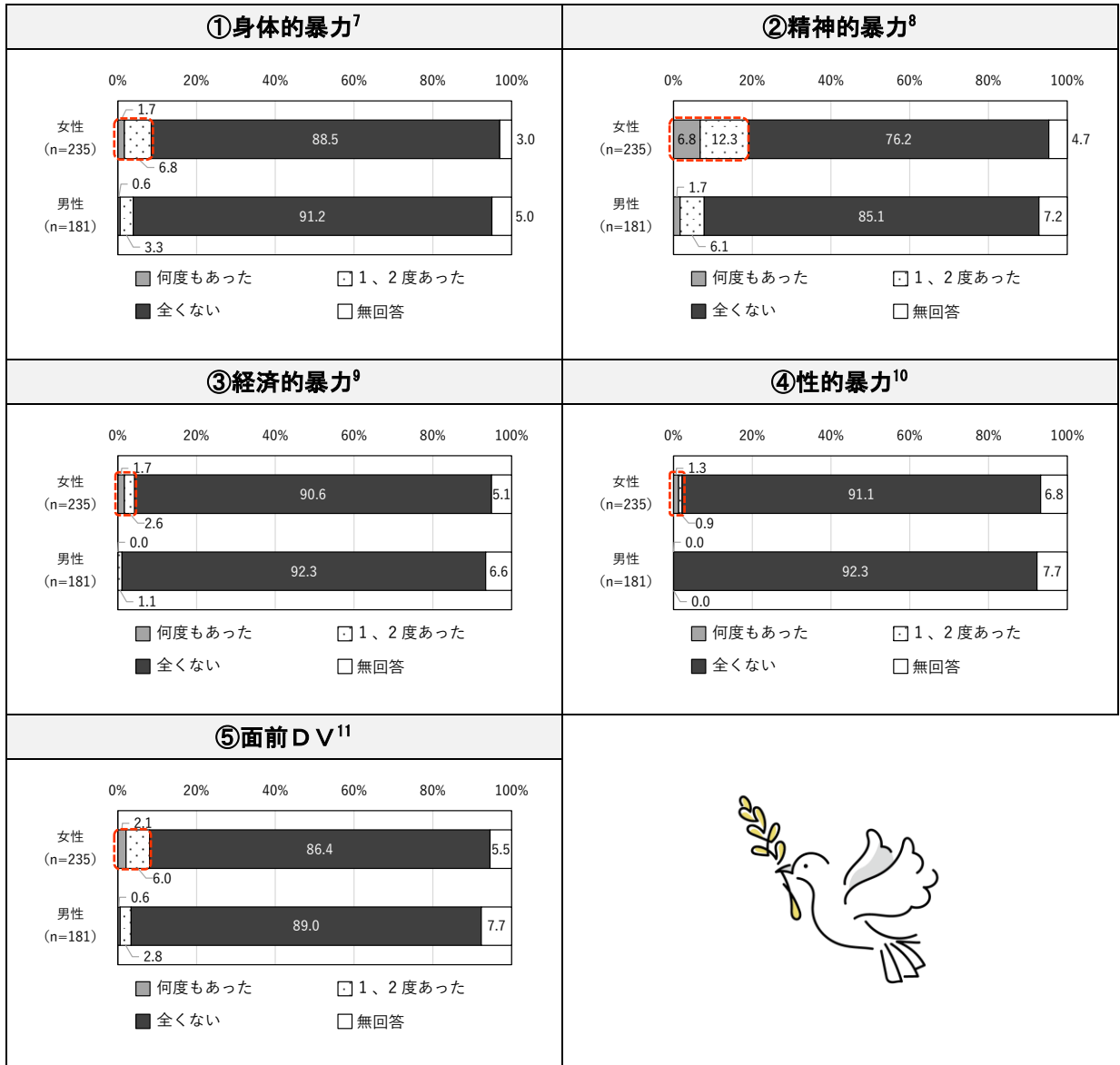
⁶ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）：仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいいます。

(5) 配偶者等からのDV被害経験について

どの暴力の形態においても男性と比較し、女性の方が被害経験者（「何度もあった」・「1、2度あった」と回答した方）の割合が高くなっています。

また、男女ともに精神的暴力での被害経験者の割合が最も高くなっています。

【配偶者・パートナー、恋人から暴力を受けた経験について】



資料：熊取町男女共同参画並びに人権に関する住民アンケートより（令和3（2021）年実施）

⁷ 身体的暴力：殴る、けるなど、直接相手の身体を傷つける暴力。

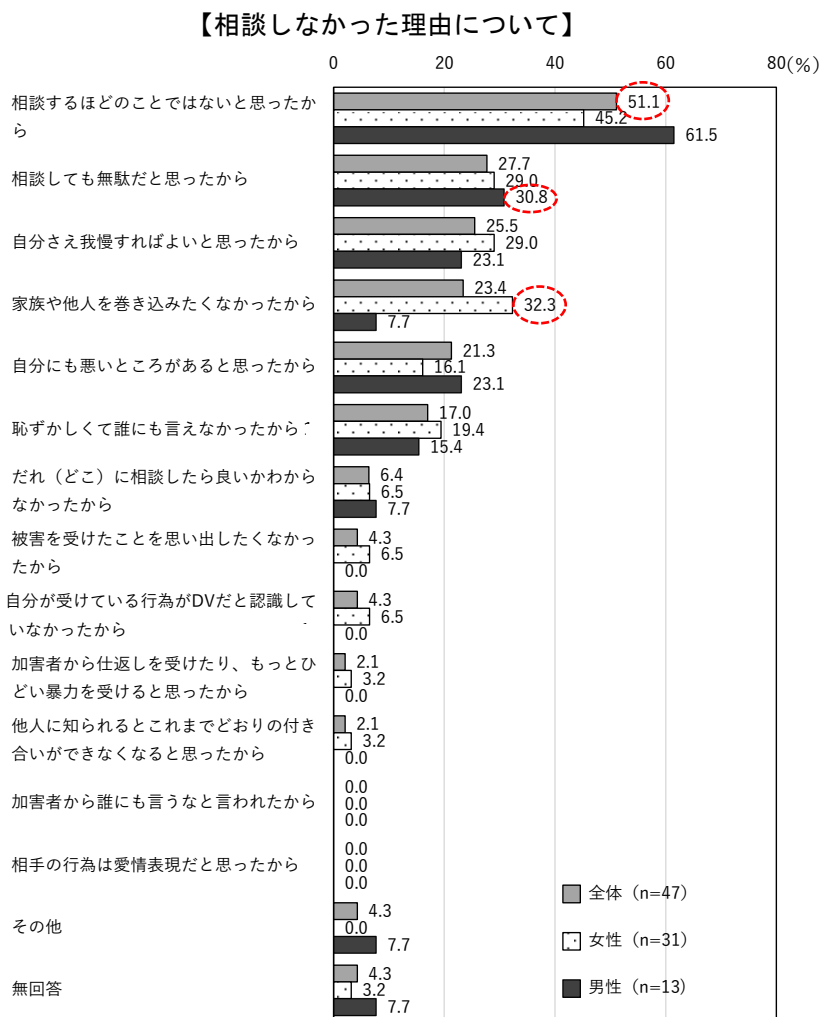
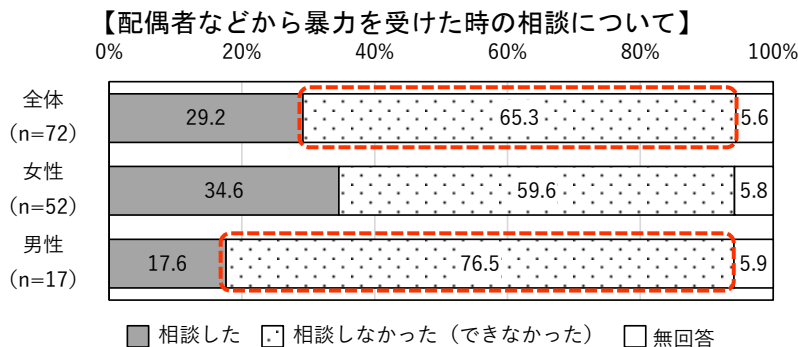
⁸ 精神的暴力：大声でどなる、長期間無視するなど、心無い言動で相手の心を傷つける暴力。

⁹ 経済的暴力：生活費を渡さない、働くことを妨害するなど、相手を経済的に苦しめる暴力。

¹⁰ 性的暴力：性的な行為を強要する、避妊に協力しないなど、相手に同意のない性行為を強要する暴力。

¹¹ 面前DV：子どもの目の前で暴力、暴言。

暴力を受けた際の相談については、「相談しなかった」が全体で6割を超えており、性別で見ると、男性で「相談しなかった」が7割を超えています。相談しなかった理由では、男女とも「相談するほどのことではないと思ったから」が最も高く、次いで、女性では「家族や他人を巻き込みたくなかったから」、男性では「相談しても無駄だと思ったから」となっています。



資料：熊取町男女共同参画並びに人権に関する住民アンケートより（令和3（2021）年実施）



DV被害にあっても相談しなかった割合が多く、その理由から被害認識の薄さや被害者が自身を責める傾向がみられることから、あらゆる暴力の防止と被害者支援に向け、一層の啓発と、関係機関との連携・協働による保護から自立支援までの切れ目ない支援を充実させることが求められます。

3. 第2次プランでの取組と課題

第2次プランは、平成25（2013）年度から令和4（2022）年度までの10年間を計画期間として、「男女があらゆる分野で協力するための意識づくり」、「あらゆる分野における男女共同参画のための環境整備」、「DVなどのあらゆる暴力をなくすための仕組みづくり」の3つの基本的方向を掲げ、数々の取組を進めてきました。

ここでは、第2次プランにおける主な取組と課題をまとめています。

>> 基本的方向1 男女があらゆる分野で協力するための意識づくり

➤ あらゆる世代の人々への男女共同参画についての理解啓発・意識づくり

【取組】

- 男女共同参画講演会や講座の開催、情報誌・広報誌・町ホームページでの情報提供、研修等、様々な側面から男女共同参画についての理解啓発を図りました。
- 令和元年度から大阪体育大学との共催事業として講演会を実施するなど、官学連携による男女共同参画の推進に努めました。
- 令和2年度には男性の料理教室として「おとう飯キャンペーン」を行い、男女がともに家事や育児に参加する機運の醸成に努めました。
- 男女混合名簿の使用や、教材において性別によって色の区別をしない等、性別による固定的な意識を植えつけないよう、保育計画の内容に基づきながら取組を推進しました。
- 全小中学校において、人権教育推進の一環として、ジェンダー教育に取り組むとともに、ジェンダー平等の視点にたった年間指導計画を策定し、計画に基づいた教育活動を推進しました。

【課題】

- 講演会の参加者は比較的60～70代が多く、若年層が少ないことから、啓発手法の検討や、若年層を取り込みやすいような企画の検討等の工夫が必要です。
- 若年層については性的マイノリティの認知度が高まってきている一方で、高齢者層での認知度が低い状況にあることから、あらゆる年代に対する継続的な周知啓発が必要です。

➤ あらゆる分野への男女共同参画の推進

【取組】

- 自主防災組織連絡協議会の会議等の機会を捉え、防災活動への女性参画の推進に努めました。
- 男女共同参画のための職員の意識づくりの推進のため、マッセ OSAKA で開催される研修の情報提供など、研修参加機会の提供に努めました。

【課題】

- 町職員向けに男女共同参画に関する外部研修の案内を行っているものの、参加者数が少なくなっていることから、職員研修テーマの検討等、職員の男女共同参画の意識向上のための恒常的な取組が必要です。

>> 基本的方向 2 あらゆる分野における男女共同参画のための環境整備

> あらゆる分野への女性参画に関する取り組み

【取組】

- 各審議会への女性登用については、各審議会所管課に対し、女性登用の働きかけを行う等、男女の割合に差が生じないような人選に努めました。
- 女性の職業生活における活躍推進について、事業所に対しホームページや広報誌などで啓発を行うとともに、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会において研修会を行うなど、学習機会の提供に努めました。
- 仕事と家庭の両立支援に向け、子育て支援・介護者支援・高齢者福祉サービス・障がい福祉サービス等の充実に努めました。

【課題】

- 各審議会における女性登用率は年々上昇しているものの、令和4（2022）年4月1日現在で29.6%と、目標の40%に達していない状況です。引き続き、女性登用の働きかけや役職にかかわらない委員推薦等について促す必要があります。
- アンケート調査より、男女ともに希望するワーク・ライフ・バランスがとれていない方が多い実態となっていることから、事業所等に対する継続した理解啓発が重要です。
- 女性職員のキャリアアップに向け、外部研修等の情報提供を行いました。計画的な人材育成に結び付いていないため、今後は、女性管理職の育成に向けた計画的な研修や人材配置に努める必要があります。

> 心身の健康づくりに関する取り組み

【取組】

- 各種健診（検診）の受診推奨のために、クーポン券の送付に加えて、土日祝の実施、各種健診（検診）をセットで受ける機会の増加など受診しやすい環境づくりに取り組みました。
- 健康くまとり探検隊やくまとりタピオ元気体操ひろめ隊等の活動により、町民の健康づくりに加え、地域交流の機会の提供に努めました。
- メンタルチェックシステム「こころの体温計」をホームページに公開するとともに、各種相談窓口の周知啓発用チラシを作成するなど、悩みや問題を抱える住民等への専門の相談先の周知に努めました。
- 母親の悩みを把握するために産後うつアンケートを実施することで、継続したフォローや、関連情報の提供など、必要に応じた支援・連携に努めました。

【課題】

- 今後、高齢化が一層進展すると予測されることから、健康づくりに関する取り組みを継続して実施していくとともに、より参加者を増やすための啓発を充実させていくことが必要です。
- 妊娠・出産・育児期の女性からの相談件数が増加していることから、継続してフォローを行うとともに、医療機関・保健所等との連携を図る必要があります。

>> 基本的方向3 DVなどのあらゆる暴力をなくすための仕組みづくり

➤ DV等の暴力防止に関する啓発

【取組】

- ホームページや広報誌などへの関係記事の掲載に加え、町公共施設のトイレにDV相談窓口カードを設置しました。
- また、特に11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間には、図書館等と連携した啓発や町職員にパープルリボン¹²の着用を呼びかける等、DV防止に向けた意識啓発に努めました。
- 成人式での大阪府発行のDVに関するリーフレットの配布、若年層の性暴力被害予防月間である4月に広報誌等で周知を行うなど、若年層に向けた周知啓発に努めました。

【課題】

- DVについての認知度は高まっているものの、DV被害者の中には一人で抱え込み相談を行わない人もいるため、継続した周知啓発を行う必要があります。
- 成人年齢が18歳に引き下げられ、若年層への性暴力の被害増大が懸念されています。若年層への啓発について更に重要視していく必要があります。

➤ DV被害者への支援

【取組】

- 女性限定相談日や女性相談員の配置等、女性が相談しやすい体制の整備に努めました。
- DV被害者支援について、庁内関係課・大阪府女性相談センター等の関係機関と連携した支援に努めました。
- DVのある家庭に育つ子どものケースについては、要保護児童対策地域協議会で進行管理し、スーパーバイザー及び関係機関の連携のもと援助することで、子どもの安全と最善の利益につながるよう努めました。

【課題】

- DVにあっても相談しない方が多くいるため、引き続き、相談窓口の周知と相談しやすい体制づくりに努める必要があります。
- DV被害者に対する支援を迅速かつ適切に行うため、担当職員に対する研修の充実等、資質向上を図る必要があります。
- 複雑・多様化したケースが増えていることから、関係部局との連携を強化し、迅速かつ適切な支援に繋げる必要があります。

¹² パープルリボン：女性に対する暴力根絶の象徴です。紫色のリボンを身に着けることで、「DVなどの暴力のない社会を目指す」という思いを表すことができます。

4. 第2次プランの評価

第2次プランでは、計画の進捗管理のため、基本的方向ごとに令和4（2022）年度までの目標値を設定しました。下記に第2次プランで掲げた目標値に対する達成状況を示しています。

内容をみると、ワーク・ライフ・バランスの認知度、町の育児休業を取得する男性職員の割合、町の男性職員の配偶者出産休暇取得率、町の管理的地位にある職員に占める女性割合において目標値を達成していますが、社会全体での平等意識、男女共同参画プランの認知度、審議会等委員への女性の登用、DV防止法の認知度については目標値を下回る結果となったことから、今後も継続した事業の実施が必要です。

指標	策定当初実績 (調査時期)	目標値 (達成時期)	実績値 (調査時期)
基本的方向1 男女があらゆる分野で協力するための意識づくり			
社会全体で男女平等になっていると感じている人の割合 (住民アンケート調査より)	16.6% (平成23(2011)年度)	50% (令和4(2022)年度)	14.1% (令和3(2021)年度)
男女共同参画プランの認知度※ (住民アンケート調査より)	8.8% (平成23(2011)年度)	50% (令和4(2022)年度)	28.4% (令和3(2021)年度)
基本的方向2 あらゆる分野における男女共同参画のための環境整備			
審議会等委員への女性の登用 (内閣府男女共同参画局調査より)	16.7% (平成24(2012)年4月1日)	40% (令和4(2022)年4月1日)	29.6% (令和4(2022)年4月1日)
ワーク・ライフ・バランスの認知度※ (住民アンケート調査より)	26.6% (平成23(2011)年度)	50% (令和4(2022)年度)	52.4% (令和3(2021)年度) 達成
町の育児休業を取得する男性職員の割合 (特定事業主行動計画より)	0.0% (平成28(2016)年度)	13%以上 (令和元(2019)年度)	16.7% (令和元(2019)年度) 達成
町の男性職員の配偶者出産休暇取得率 (特定事業主行動計画より)	75.0% (平成28(2016)年度)	80%以上 (令和元(2019)年度)	83.3% (令和元(2019)年度) 達成
町の管理的地位にある職員に占める女性割合 (特定事業主行動計画より)	18.5% (平成28(2016)年度)	20%以上 (令和元(2019)年度)	21.3% (令和元(2019)年度) 達成
基本的方向3 DVなどのあらゆる暴力をなくすための仕組みづくり			
配偶者からの暴力の防止等に関する法律(DV防止法)の認知度※ (住民アンケート調査より)	35.4% (平成23(2011)年度)	100% (令和4(2022)年度)	50.4% (令和3(2021)年度)

※認知度：「内容までを知っている」または「言葉を聞いたことがある」と回答した方の割合

第 3 章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成するため、熊取町男女共同参画推進条例に掲げる5つの基本理念をもとに、男女共同参画の推進を図ります。

基本理念

①男女の人権の尊重

男女が個人として尊厳を重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、さらに、その他男女の人権が尊重されることを旨とする。

②社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮することを旨とする。

③政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、対等な構成員として、町における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨とする。

④家庭生活における活動と他の活動との両立への配慮

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ当該活動以外の活動を行うことができるようにされることを旨とする。

⑤国際社会との協調

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われることを旨とする。

2. 男女共同参画における町のめざす姿

次を『男女共同参画における町のめざす姿』とし、本計画を推進していきます。

互いに認めあい ともに支えあい 誰もが自分らしく輝けるまち

3. 基本的方向

次の5項目を基本的方向として、施策を展開し、課題の解決に取り組みます。

- ①人権の尊重と男女共同参画への意識づくり
- ②あらゆる分野における男女共同参画の推進
- ③家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進
- ④あらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進
- ⑤誰もが健やかで安心して暮らせるまちづくり

4. SDGs と本計画との関係

SDGsとは、平成27(2015)年9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」(以下アジェンダ)に掲げられた平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標で、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

アジェンダでは、SDGsの5番目のゴールとして「ジェンダー平等を達成し、すべての女性・女児のエンパワーメントを行う」を掲げるとともに、SDGs達成にジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワーメントは重要な貢献をするものであり、アジェンダ全体の実施においてジェンダー視点の主流化が不可欠としています。

本計画においても、あらゆる施策についてSDGsを意識して取り組み、性別にかかわらず誰もが自らの力を発揮し活躍できるまちの実現をめざします。

【SDGsの17のゴール】

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>目標10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p>目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	<p>※第4章では、施策の方向ごとに、SDGsの17の目標のうち、主に関連する目標を3つずつ明記しています。</p>	

5. 施策体系



基本的方向

基本的方向3

家庭・職場での
男女共同参画と
ワーク・ライフ・
バランスの推進

【熊取町女性活躍推進計画】

施策の方向

(1) 就労の場における
男女共同参画の
推進

(2) 仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ
・バランス) の
理解促進

(3) 仕事と子育て・
介護の両立の
ための支援

具体的施策

- ①雇用の機会均等と待遇の確保の推進
- ②多様な働き方に対応できる仕組みづくりの推進
- ③女性活躍推進のための取組の充実
- ④町役場における女性活躍の職場づくりの推進

- ①ワーク・ライフ・バランスに関する理解促進

- ①仕事と子育て・介護の両立のための支援
- ②地域における子育て支援システムの充実
- ③町役場における仕事と子育て等との両立支援

基本的方向4

あらゆる暴力の根絶に
向けた取組の推進

【熊取町DV防止基本計画】

(1) あらゆる暴力と
人権侵害を
許さない環境の
整備と啓発

(2) 子ども、若者への
予防啓発の推進

(3) DV被害者支援の
相談支援体制の
充実

- ①暴力と人権侵害を許さない意識づくり
- ②暴力の実態について理解を深めるための啓発・学習機会の提供
- ③性犯罪、性暴力等に関する啓発

- ①若年層へのデートDV防止のための教育と啓発
- ②暴力を防止するための教育の推進
- ③SNSに起因するトラブルを未然に防ぐための予防啓発

- ①DV相談窓口の周知
- ②相談員の育成
- ③緊急かつ安全な保護の実施と切れ目ない被害者支援

基本的方向

基本的方向5

誰もが健やかで
安心して暮らせる
まちづくり

施策の方向

(1) 生涯にわたる心と
身体の健康づくり

(2) 一人ひとりが
自分らしく
暮らせるための
仕組みづくり

(3) 誰もが安心して
暮らせる
まちづくりの推進

具体的施策

①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発
及び学習機会の提供

②ライフステージに応じた健康づくりへの
支援及び健康相談、健康診断の充実

③心の健康づくりの推進

①ひとり親家庭・高齢者・障がい者（児）・
外国人が暮らしやすい環境づくりへの支援

②複合的に困難な状況に置かれている人々
への対応・支援

①誰もが安心して暮らせるための環境整備



第 4 章 施策の内容

目標値

本計画に基づく取組内容や目標達成の状況を確認し、着実に推進するため、本計画の期間である10年間で達成すべき目標値を下記に掲げ、計画の進捗管理に活かしていきます。

指標	現状値 (調査時期)	目標値 (令和14(2032)年度)
基本的方向1 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり		
社会全体で男女平等になっていると感じている人の割合 (住民アンケート調査より)	14.1% (令和3(2021)年度)	50%
「男は仕事、女は家庭」という性的役割分担意識に否定的な人の割合 (住民アンケート調査より)	73.2% (令和3(2021)年度)	90%以上
基本的方向2 あらゆる分野における男女共同参画の推進		
審議会等委員への女性の登用 (人権・女性活躍推進課より)	29.6% (令和4(2022)年4月1日)	40%以上 60%以下
町の管理的地位にある職員に占める女性割合 (人事課より)	22.0% (令和4(2022)年4月1日)	40%
基本的方向3 家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進		
ワーク・ライフ・バランスの認知度 (住民アンケート調査より)	52.4% (令和3(2021)年度)	70%
町の育児休業を取得する男性職員の割合 (人事課より)	40.0% (令和3(2021)年度)	80%
基本的方向4 あらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進		
DV被害をどこにも(だれにも)相談しなかった人の割合 (住民アンケート調査より)	65.3% (令和3(2021)年度)	30%以下
DV相談窓口の認知度 (大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」より)	50.7% (令和元(2019)年度)	80%以上
基本的方向5 誰もが健やかで安心して暮らせるまちづくり		
子宮がん検診の受診率 (健康・いきいき高齢課より)	24.8% (令和3(2021)年度)	50%
乳がん検診の受診率 (健康・いきいき高齢課より)	18.7% (令和3(2021)年度)	50%

※認知度：言葉と内容を知っている方の割合

基本的方向 1

人権の尊重と男女共同参画への意識づくり

現状と課題

- アンケート結果から、特に 70 歳以上において、固定的な性別役割分担意識に肯定的な割合が高くなっています。また、男女の役割分担の理想では、男性で「生活費を得る役割」、女性で「日々の家事の役割」・「乳幼児の世話の役割」を理想とする割合が高くなっています。
- 固定的な性別役割分担意識は、女性の社会参画を阻害するだけでなく、男性の生き方の選択肢を狭める一因ともなるため、その解消に向けての理解促進が必要です。
- 固定的な性別役割分担意識の解消に向け、男女共同参画について正しい知識を持つとともに、その必要性を一層理解してもらうためにも、効果的な啓発活動を進めていくことが重要です。

方向性



施策の方向（1）男女共同参画への理解促進

男女共同参画社会を形成するためには、性別に関わらず、一人ひとりが尊重され、あらゆる場面において対等に参画できる意識づくりが重要です。

このため、男女共同参画に関する様々な情報を収集し、提供するとともに、一層の理解促進に向け講演会や講座、セミナー等の学習機会を提供していきます。

また、情報媒体から発信される情報を的確に分析、読解できる分析力を高めるための学習などに努めます。

加えて、SDGsをはじめとする国際社会の男女共同参画に関する動きや多様な文化についての情報提供や理解促進に努めます。

具体的施策	施策の内容	担当部署
①男女共同参画促進のための情報提供や学習機会の提供	男女共同参画に関するさまざまな情報を収集し、男女共同参画情報誌、広報誌、HP等において広く理解促進に努めます。	人権・女性活躍推進課 広報戦略課 生涯学習推進課 関係各課
	男女共同参画推進条例・男女共同参画プラン等について、広く周知を図ります。	人権・女性活躍推進課

具体的施策	施策の内容	担当部署
①男女共同参画促進のための情報提供や学習機会の提供	男女共同参画の家事や育児、介護への参加の促進のための学習機会の提供や理解促進に努めます。	人権・女性活躍推進課 子育て支援課 介護保険課 生涯学習推進課 健康・いきいき高齢課 関係各課
	あらゆる世代の人々に対し、講演会、講座、セミナー等を通じた理解啓発や学習機会の提供に努めます。	人権・女性活躍推進課 生涯学習推進課 関係各課
	国際的な取組や、国、大阪府の取組に関する情報収集及び提供に努めます。	人権・女性活躍推進課
	国際交流活動への男女の積極的な参加を促進します。	企画経営課
②男女共同参画の視点に立った情報分析力(メディア・リテラシー ¹³⁾)の育成と向上	メディアやSNSの特性を理解して、安全かつ人権に配慮した活用ができるよう理解啓発や学習機会の提供を行います。	人権・女性活躍推進課 生涯学習推進課 学校教育課 関係各課
③性別に対する固定的な意識(アンコンシャス・バイアス ¹⁴⁾)の解消	性別に対する固定的な意識(アンコンシャス・バイアス)の解消のための理解啓発に努めます。	人権・女性活躍推進課
	町の発行する広報誌やポスター・チラシ等において、性別に対する固定的な意識(アンコンシャス・バイアス)にとらわれない表現に努めます。	広報戦略課 人権・女性活躍推進課 関係各課
④町職員への研修等の充実と参加促進	町職員に対し、研修の充実並びに参加を促進し、男女共同参画意識の向上を図ります。	人事課

¹³ メディア・リテラシー：メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

¹⁴ アンコンシャス・バイアス：「無意識の偏見」のことで、「家事・育児は女性がすべき」、「男性は仕事をして家計を支えるべき」などの性別に関する思い込みや決めつけなどがあります。アンコンシャス・バイアスは過去の経験や慣習等によって自然に培われたもので、それ自体に良し悪しはありませんが、そこから生まれた言動によって人を傷つける、可能性を狭めてしまうなどの影響が考えられます。

方向性

施策の方向（２）教育・保育の場における
男女共同参画の推進



次代を担う子どもたちが、それぞれの個性を尊重され、主体的に将来を選択できるように育っていくことは、子どもたちにとってだけでなく、今後の社会全体の男女共同参画推進にもつながる重要な観点です。

柔軟で差別意識のない教育の充実に向け、教育・保育の場において固定的な性別役割分担意識やジェンダー意識を無意識に伝達していないかを点検するとともに、教職員・保育士や保護者への啓発を行います。

具体的施策	施策の内容	担当部署
①男女平等の視点に立った教育や保育の推進	保育を進めるための指導方法やカリキュラムを男女平等の視点で作成するとともに、行事や日常的な作業・役割を男女平等に行います。	保育課
	学校教育全体を通じて、男女の役割についての固定的な考え方に縛られず、子どもたち自身が主体的に学び、考え、行動する姿勢・態度を育みます。	学校教育課
	男女共同参画の視点に立った保健指導や性教育を実施します。	保育課 子育て支援課
	教育の場において、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深め、差別のない学校づくりに努めます。	学校教育課
	ジェンダー平等の視点に立った職業観を育成します。	学校教育課
	教職員、保育士等への意識啓発・研修の充実に努めます。	保育課 学校教育課
②保護者への意識啓発	保護者に対する男女共同参画に関する情報提供や学習の場の提供に努めます。	学校教育課 保育課 生涯学習推進課



施策の方向（3）多様な性のあり方への理解促進

LGBT¹⁵等の性的マイノリティの人々について、社会的な認識は高まりつつありますが、高齢者層での認知度は、未だ低い状況です。また、差別や偏見も根強く残っており、孤立や生きづらさを感じる人が多い状況です。

多様な性自認・性的指向があることを理解し、お互いの価値観を認め尊重し合えるよう、啓発や研修等に努めます。

具体的施策	施策の内容	担当部署
①多様な性のあり方への理解促進	男女共同参画情報誌、広報誌、HP等を通じて、多様な性のあり方について理解・啓発に努めます。	人権・女性活躍推進課 関係各課
②町職員、教職員への研修の充実	町職員、教職員への多様な性のあり方についての理解促進に向けて、研修の実施及び参加の促進を図ります。	人事課 学校教育課



¹⁵ LGBT：次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的マイノリティを表す言葉の一つとして使われることもあります。Lesbian（レズビアン）：女性の同性愛者、Gay（ゲイ）：男性の同性愛者、Bisexual（バイセクシャル）：両性愛者、Transgender（トランスジェンダー）：「身体の性」と「心の性」が一致せず、「身体の性」に違和感を持つ人。

基本的方向 2

あらゆる分野における男女共同参画の推進

現状と課題

- 町における審議会等委員の女性の登用状況については上昇傾向にあるものの、目標値である40%には到達していない状況です。
- 過去の大規模災害時において、プライバシーの確保や衛生用品の配布等をはじめとした女性視点での災害対策が不足しているという課題があげられています。
- あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大は、社会に多様性と活力をもたらすとともに、だれもが暮らしやすい社会の実現にとって重要な課題であることから、女性の参画拡大に向けた継続した取組が求められます。

方向性

施策の方向（1）政策や方針決定過程への女性参画の推進



政策・方針決定過程への女性参画は進展してきているものの、未だ不十分な状況であり、継続した取組が必要です。

あらゆる分野における女性参画の拡大に向け、町職員、教職員に対するキャリア支援や管理職登用等に引き続き取り組むとともに、事業所への女性参画拡大に向けた理解啓発や、地域活動における女性リーダー育成に向けた支援等に努めます。

具体的施策	施策の内容	担当部署
①町審議会等委員への女性の積極的な登用	町審議会等委員への女性の登用の推進に努めます。	関係各課
②町職員、教職員等の女性管理職の登用の促進	性別にとらわれることなく、能力を有する町職員、教員を管理職に登用します。	人事課 学校教育課
	町職員、教職員等の女性管理職の育成のためのキャリアアップ研修を実施します。	人事課 学校教育課

具体的施策	施策の内容	担当部署
③事業所への女性管理職の登用等に関する啓発	事業所における女性管理職登用促進等に向け、理解啓発に努めます。	産業振興課 人権・女性活躍推進課
④地域活動における女性委員の役職者登用の促進	地域で活動する団体等に対して、女性の登用、意思決定の場への女性の参画の場の提供についての働きかけを行います。	関係各課
⑤女性リーダーの育成	女性の能力開発や人材育成を図るための学習の機会の提供、地域活動における女性リーダーの育成を支援します。	生涯学習推進課 人権・女性活躍推進課 関係各課

方向性

施策の方向（２）防災分野・環境問題における男女共同参画



過去の災害時において、避難所におけるプライバシーの確保や衛生用品の不足、女性や子どもを狙った犯罪等、女性等の視点に配慮した取組が不足していたという課題があげられています。

防災・減災を推進していくためには、女性の視点を踏まえた取組を進めて行くことが必要不可欠です。そのため、防災分野の様々な活動における女性参画の促進や、ジェンダー平等の視点を取り入れたマニュアル作成等に努めます。

また、気候変動問題等の環境問題への取組にあたって、ジェンダー平等の視点が反映されるよう努めます。

具体的施策	施策の内容	担当部署
①防災分野における男女共同参画の推進	自主防災活動への女性の参画を促進します。	危機管理課
	防災に関する政策や方針決定過程における女性参画の推進を図ります。	危機管理課
	ジェンダー平等の視点を踏まえた災害に関する各種マニュアルの作成や避難所の設置・運用に取り組みます。	危機管理課
	地域におけるジェンダー平等の視点を取り入れた防災対策の支援に努めます。	危機管理課

具体的施策	施策の内容	担当部署
①防災分野における男女共同参画の推進	男女共同参画の視点に立った効果的な支援を行うため、平常時から、相互支援ネット ¹⁶ 等を活用し、大阪府や他市町村との情報共有を行います。	人権・女性活躍推進課 危機管理課
②環境問題における男女共同参画の推進	環境問題に関する政策や方針決定過程における女性参画の推進を図るとともに、ジェンダー平等の視点が反映されるよう努めます。	環境課

方向性



施策の方向（3）地域社会における男女共同参画

近年、少子高齢化の進行による高齢者のひとり暮らし世帯の増加や、ライフスタイルの多様化、地域における人と人とのつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境が変化したことにより、地域福祉を支える担い手や交流の場の不足といった課題が浮き彫りとなっています。

このような課題に対応していくために町においても様々な施策を展開していますが、施策の推進にあたっては多様な人材による協力が重要です。地域の一層の活性化に向け、地域における男女共同参画の重要性の理解促進に努めます。

具体的施策	施策の内容	担当部署
①地域活動において男女がともに参画を推進するための意識づくり	男女がともに地域活動に積極的に参加できるよう住民、企業などへの理解促進を図ります。	人権・女性活躍推進課

¹⁶ 相互支援ネット：災害時における男女共同参画センター等の相互支援ネットワークのことです。

基本的方向 3

家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

- アンケート結果から、ワーク・ライフ・バランスの希望については、男性で「家庭生活」を優先したい」、女性で「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい」がそれぞれ最も高くなっていたものの、現実では、男性で「仕事」を優先している」、女性で「家庭生活」を優先している」が最も高くなっている等、男女ともに希望と現実で乖離がある状況となっており、ワーク・ライフ・バランスの実現は、男女共通の課題となっています。
- 仕事に関する性差については、特に「昇進・昇格」・「管理職への登用」で『男性優遇』の割合が高い一方で、「育児・介護・看護休暇などの休暇の取得のしやすさ」では『女性優遇』の割合が高い結果となっています。
- 新型コロナウイルス感染症拡大はテレワーク等の進展など柔軟な働き方を促進した一方で、在宅時間の増加による女性の家事・育児・介護の負担感の増加や、解雇・収入減少等、様々な打撃も与えました。
- 一人ひとりが希望する生き方を実現するために、固定的な性別役割分担意識をはじめとした慣行の見直しに加え、家庭・地域・職場を含めたあらゆる場面での男女共同参画の一層の推進が重要です。

方向性

施策の方向（1）就労の場における 男女共同参画の推進



少子高齢化の進行により労働力人口の減少が進む中、経済成長と社会の活性化のためには、女性が能力を発揮、活躍できる就労の場づくりが必要です。

就労を希望する女性が働き続けられるよう、女性の就労支援や企業の取組支援の充実に努めます。

また、すべての人がライフイベントに合わせて希望する働き方を実現できるよう、テレワーク等をはじめとした柔軟な働き方の拡充に向けた情報提供や、家事・育児・介護に参画しやすいような環境の整備、理解促進に努めます。

具体的施策	施策の内容	担当部署
①雇用の機会均等と待遇の確保の推進	事業所に対し、男女雇用機会均等を遵守した採用についての理解啓発に努めます。	産業振興課 人権・女性活躍推進課

具体的施策	施策の内容	担当部署
①雇用の機会均等と待遇の確保の推進	性別に関わらず仕事を続けられる職場づくりの促進にむけ、各種ハラスメントの啓発に努めます。	産業振興課 人権・女性活躍推進課
	事業所に対し、非正規労働者の処遇等に関する法令の周知を行います。	産業振興課
②多様な働き方に対応できる仕組みづくりの推進	テレワーク、育児・介護休業、時差出勤等ライフスタイルに応じた多様な働き方についての情報提供及び理解啓発に取り組みます。	人権・女性活躍推進課
	各種制度等の周知を図り、労働者としての権利について認識できるよう情報提供を行います。	産業振興課
③女性活躍推進のための取組の充実	女性の就業生活における活躍の推進について、啓発及び情報提供に努めます。	人権・女性活躍推進課 産業振興課
	事業者等に対して、女性の雇用促進や、再任用制度の普及等について周知啓発に努めます。	産業振興課
	家庭や職場において、女性の就労について理解を深めるための啓発及び学習機会の提供を行います。	産業振興課 人権・女性活躍推進課 関係各課
	事業主に対し、一般事業主行動計画の周知及び啓発に努めます。	産業振興課 人権・女性活躍推進課
	「えるぼし認定」、「くるみん認定」制度の周知啓発と普及の仕組みづくりに努めます。	人権・女性活躍推進課 総務課（契約検査）
	女性が就職や再就職、転職を考えた時に、適切な選択ができるよう情報の提供及び相談機能の充実を図ります。	産業振興課
	個人の能力を活かすための起業等に対する支援を行います。	産業振興課

具体的施策	施策の内容	担当部署
④町役場における女性活躍の 職場づくりの推進	性別に関わらず職員が多様な経験を積むことができる人事配置や研修の推進に努めます。	人事課
	町職員の管理職の女性比率の向上を図ります。	人事課
	良好な職場環境を確立するため、ハラスメントの防止及び排除に向けた取組を実施します。	人事課
	特定事業主行動計画を推進します。	人事課
	男性職員の育児休暇及び介護休暇の取得の促進を図ります。	人事課
	ワーク・ライフ・バランス（テレワーク ¹⁷ 、フレックスタイム ¹⁸ 等）、人事評価の適正評価について環境整備等に努めます。	人事課

えるぼし認定とは・・・

女性活躍推進法に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を認定する制度です。5つの評価項目があり、基準を満たしている項目数に応じて取得できる段階が決まります。

また、取組の実施状況が特に優良な企業を認定する「プラチナえるぼし認定」が令和2（2020）年より追加されました。



【えるぼし】

くるみん認定とは・・・

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定する制度です。

「トライくるみん」・「くるみん」・「プラチナくるみん」の3つのマークがあり、取組の実施状況によって認定が異なります。



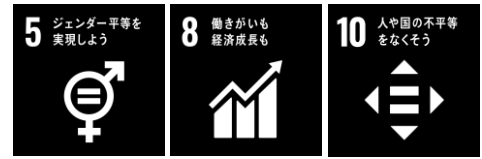
【くるみん】

¹⁷ テレワーク：情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。

¹⁸ フレックスタイム：労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることによって、生活と業務との調和を図りながら効率的に働くことができる制度です。

方向性

施策の方向（２）仕事と生活の調和
（ワーク・ライフ・バランス）の
理解促進



固定的な性別役割分担意識は解消傾向にありますが、依然として家事・子育て・介護等の多くを女性が担う現状です。特に、急速な高齢化により、介護を必要とする高齢者の増加とともに、介護が長期化・重度化する傾向にあり、介護をする家族の負担が大きいのとなっています。

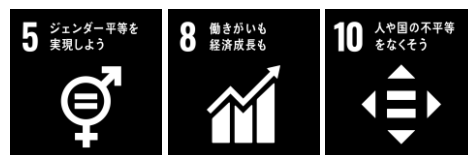
家事・子育て・介護等に男女がともに参画するためには、男性の育児・介護休業などの休業制度の取得促進やテレワーク・オンラインの活用等の環境整備の一層の推進が重要です。

そのため、住民や事業者への啓発や職員に向けた研修等を実施し、ワーク・ライフ・バランスの理解促進を図ります。

具体的施策	施策の内容	担当部署
①ワーク・ライフ・バランスに関する理解促進	住民、事業者へのワーク・ライフ・バランスの理解促進を図ります。	人権・女性活躍推進課 産業振興課 生涯学習推進課
	町職員、教職員へのワーク・ライフ・バランスに関する理解促進に向けて研修の実施及び参加の促進を図ります。	人事課 学校教育課

方向性

施策の方向（3）仕事と子育て・介護の
両立のための支援



就労を希望する全ての人が、仕事と子育て・介護を両立できるよう、育児・介護に関する情報提供のほか、様々な育児・介護サービスを一層充実に努めます。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進にあたっては、町役場が率先して取り組み、その姿勢を住民や事業所に示せるよう、役場内における育児・介護休暇の取得促進や、長時間労働の是正等の働き方改革の推進に努めます。

具体的施策	施策の内容	担当部署
①仕事と子育て・介護の両立 のための支援	多様な就労形態や家庭状況に対応できるよう保育所入所や保育サービスを提供します。	保育課
	育児相談の充実を図るとともに、育児に関する情報提供に努めます。	保育課 子育て支援課
	男女共同参画の家事や育児、介護への参加の促進のための学習の機会の提供や理解促進に努めます。(再掲1-(1)-①)	子育て支援課 介護保険課 生涯学習推進課 健康・いきいき高齢課 人権・女性活躍推進課 関係各課
	介護を必要とする人とその家族にとって、身近な相談窓口となる地域包括支援センターを設置し、地域で暮らす高齢者を総合的に支援します。	介護保険課
	住み慣れた地域で安心して暮らせるよう介護保険サービスの充実に努めます。	介護保険課
	認知症の方とその家族が安心して暮らせるように「認知症サポーター」の養成に努めます。	介護保険課
	公共施設における整備の促進に努めます。	関係各課（各施設管理者）

具体的施策	施策の内容	担当部署
②地域における子育て支援システムの充実	地域に根ざした子育て支援の拠点となる保育所づくりとして、保育所や認定こども園を中心に、園庭開放や子育て教室を実施するなど、地域の子育て支援事業の充実を図ります。	保育課 子育て支援課
	児童虐待防止のための体制の強化に努めます。	子育て支援課
	子育てネットワークの活性化を図ります。	子育て支援課 図書館
	子育て相談や育児相談の充実を図るとともに、育児に関する情報の提供に努めます。	子育て支援課 保育課
③町役場における仕事と子育て等との両立支援	男性職員の育児休暇及び介護休暇の取得の促進を図ります。	人事課
	長時間労働の是正・有給休暇等の取得の促進を図ります。	人事課

基本的方向 4

あらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

現状と課題

- アンケート結果から、全体的に女性の暴力被害が多く、特に精神的暴力での被害が多くなっています。
- 暴力被害の相談については、「相談しなかった」割合が高く、その理由から被害認識の薄さや被害者が自分を責める傾向にあることが示唆されます。
- 被害者の支援に向け、関係機関との連携・協働による保護から自立支援までの切れ目のない支援が求められます。
- 近年、SNS等の新たなコミュニケーションツールの拡大に伴い、暴力の形態が多様化しており、そうした新たな形の暴力に対しても迅速かつ適切に対応していく必要があります。
- あらゆる暴力の防止に向け、各世代に応じた暴力を防止・予防するための啓発・教育を推進することが重要です。

方向性

施策の方向（1）あらゆる暴力と人権侵害を許さない 環境の整備と啓発



暴力は、性別を問わず、被害者の人間としての尊厳を侵害する許しがたい人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

暴力の防止に向け、暴力の当事者とならないための教育や、暴力を許さない意識づくりのための一層の啓発に努めます。

具体的施策	施策の内容	担当部署
①暴力と人権侵害を許さない意識づくり	あらゆる暴力と人権侵害を許さないという社会的機運の醸成を図るための情報提供並びに啓発に努めます。	人権・女性活躍推進課
	「女性に対する暴力をなくす」運動期間（毎年11月12日～25日）における啓発活動を推進します。	人権・女性活躍推進課

具体的施策	施策の内容	担当部署
②暴力の実態について理解を深めるための啓発・学習機会の提供	DVやデートDV ¹⁹ 等についての啓発及び学習機会の提供を行います。	人権・女性活躍推進課 学校教育課 生涯学習推進課 関係各課
	多様化する暴力の実態について理解を深めるための周知啓発に努めます。	人権・女性活躍推進課
	高齢者、障がい者、児童等への暴力を防止するための啓発に努めます。	介護保険課 障がい福祉課 子育て支援課 人権・女性活躍推進課
③性犯罪、性暴力等に関する啓発	性犯罪、性暴力の防止のための啓発に努めます。	人権・女性活躍推進課

方向性



施策の方向（2）子ども、若者への予防啓発の推進

子ども、若者を暴力の被害者にも加害者にもしないために、デートDVをはじめとした暴力の形態について教育・啓発を推進し、一人ひとりが互いを尊重し合える社会づくりを進めます。

また、アダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス²⁰」問題、レイプドラッグ²¹、児童買春・児童ポルノ等、子どもや若者を取り巻く暴力が多様化しています。加えて、成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、こういった性暴力による被害が増えることが懸念されています。こうした性暴力の被害を未然に防げるよう、予防啓発や学習機会の提供による注意喚起を行います。

具体的施策	施策の内容	担当部署
①若年層へのデートDV防止のための教育と啓発	若年層を対象としたデートDV防止のための教育・啓発に努めます。	学校教育課 人権・女性活躍推進課

¹⁹ デートDV：交際中の男女間においておこる暴力のことを言います。身体的暴力をはじめ精神的暴力などさまざまな行為があります。

²⁰ JKビジネス：近年、大都市の繁華街を中心に女子高校生等によるマッサージ、会話やゲームを楽しませるなどの接客サービスを売り物とする営業のことです。

²¹ レイプドラッグ：睡眠薬などのクスリを飲み物や食べ物に混ぜて、相手の意識をもうろうとさせ、抵抗できない状況にして、性的な行為を行うことです。

具体的施策	施策の内容	担当部署
②暴力を防止するための教育の推進	保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校において、暴力を伴わない人間関係の作り方や問題解決の方法について学ぶ保育、教育、学習を推進します。	保育課 学校教育課
	暴力を容認しない社会の形成に向けた保育、教育、学習を推進するため、保育士や教職員への研修に取り組みます。	保育課 学校教育課
③SNSに起因するトラブルを未然に防ぐための予防啓発	インターネット上の女性に対する暴力等に関する周知啓発や学習機会の提供を図ります。	学校教育課 人権・女性活躍推進課

方向性

施策の方向（3）DV被害者支援への相談支援体制の充実



暴力被害の相談については身近な人への相談が多く、配偶者暴力相談支援センターの機能をもつ大阪府女性相談センター及び岸和田子ども家庭センターや、役場の相談窓口等への相談が少ないことから、相談窓口の一層の啓発に努めるとともに、被害者が安心して相談できるよう、相談・保護から自立支援までの切れ目ない支援に取り組みます。

また、アンケート結果より、特に男性で暴力被害について相談しなかった割合が高くなっていることから、男性での被害が潜在化しやすいことがうかがえます。男性被害者に対しても必要な配慮や支援が図られるよう、男性被害者への相談窓口の周知に努めます。

具体的施策	施策の内容	担当部署
①DV相談窓口の周知	被害を潜在化させず、適切な支援につなげていくため、相談窓口の周知に努めます。	人権・女性活躍推進課 子育て支援課
	男性被害者への相談窓口の周知に努めます。	人権・女性活躍推進課
②相談員の育成	被害者支援を適切に実施するため、相談員の研修の機会の充実を図ります。	人権・女性活躍推進課 子育て支援課

具体的施策	施策の内容	担当部署
③緊急かつ安全な保護の実施と切れ目のない被害者支援	警察や大阪府女性センターをはじめとする関係機関との連携を図り、緊急時の被害者の安全確保に努めます。	人権・女性活躍推進課 子育て支援課 介護保険課 障がい福祉課 関係各課
	被害者等の安全確保と秘密保持に配慮した情報の取扱いを徹底し、迅速な情報保護の実施に努めます。	住民課 関係各課
	DVのある家庭に育つ子どもの把握とケアに努めます。	子育て支援課 学校教育課 人権・女性活躍推進課
	担当部署と連携し、相互の社会資源を活用しながら被害者支援に取り組みます。	人権・女性活躍推進課 子育て支援課 生活福祉課 介護保険課 障がい福祉課 まちづくり計画課 関係各課

基本的方向 5

誰もが健やかで安心して暮らせるまちづくり

現状と課題

- 男女が互いの身体的性差を理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画を推進するうえで重要です。
- すべての人が生涯にわたって健康で自分らしい生活を送るために、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ²²の視点が重要です。
- ひとり親、高齢者、障がい者、外国人等は経済的リスクや生きづらさを抱え、生活上の困難に陥りやすく、女性であることで更に困難な状況に置かれている場合があります。
- 誰もが健やかで安心して暮らせるように、様々な状況に置かれている人々へのきめ細やかな支援や、バリアフリー化等のハード面での整備が求められます。

方向性

施策の方向（1）生涯にわたる心と身体の健康づくり



生涯を通じた健康支援の推進を図るため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の啓発や、ライフステージに応じた健康づくりへの支援等に努めます。

また、妊娠・出産期は女性の健康にとって大きな節目であるため、妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援に努めます。加えて、産後うつ等をはじめとした心の不調を抱える人への相談体制を確保し、早期に支援を行います。

具体的施策	施策の内容	担当部署
①リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発及び学習機会の提供	すべての人が自分の身体に関して自己決定権を持っていることを認識し、行使できるよう周知啓発及び学習機会の提供を図ります。	子育て支援課 人権・女性活躍推進課

²² リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を、責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利のことです。

具体的施策	施策の内容	担当部署
②ライフステージに応じた健康づくりへの支援及び健康相談、健康診断の充実	男女がともに積極的に健（検）診の受診ができるよう実施日時等に配慮するとともに、ライフステージや性差を踏まえた健康づくりに関する啓発や情報提供の促進に努めます。	健康・いきいき高齢課 子育て支援課
	地域と連携した出前健康教室・出前健康相談の実施に努めます。	健康・いきいき高齢課
	地域健康づくりのリーダー育成のため、健康教室等からの自主グループの育成に努めます。	健康・いきいき高齢課
	禁煙、薬物など健康を脅かす問題についての情報提供に努めます。	健康・いきいき高齢課
③心の健康づくりの推進	保健所等と連携を図り、思春期等の摂食障がいや妊娠・出産期の情緒不安定、中高年期のうつ病に悩む人への相談体制の確保に努めます。	健康・いきいき高齢課 子育て支援課

方向性

施策の方向（２）一人ひとりが自分らしく暮らせるための仕組みづくり



経済面、生活面など多岐にわたって困難を抱えがちなひとり親家庭等への支援に努めます。
また、高齢者や障がい者等、すべての人が住み慣れた場所でいきいきと暮らすことができるよう、それぞれの家庭の状況やニーズに合わせた各種支援や情報提供に努めます。

具体的施策	施策の内容	担当部署
①ひとり親家庭・高齢者・障がい者（児）・外国人が暮らしやすい環境づくりへの支援	ひとり親家庭や障がい者（児）、高齢者のいる家庭等、多様な形態の家庭がそれぞれ抱えるニーズにあった自立支援体制の充実と情報提供に努めます。	子育て支援課 障がい福祉課 介護保険課 健康・いきいき高齢課 生活福祉課

具体的施策	施策の内容	担当部署
①ひとり親家庭・高齢者・障がい者(児)・外国人が暮らしやすい環境づくりへの支援	高齢者、障がい者、児童等への暴力を防止するための啓発に努めます。 (再掲4-(1)-②)	介護保険課 障がい福祉課 子育て支援課
	町ホームページ等において、外国人女性のDV被害等の相談窓口の周知を図ります。	人権・女性活躍推進課
②複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援	生活上の困難を抱える女性への支援や複合的に困難な状況に置かれている人々への支援に努めます。	生活福祉課 障がい福祉課 介護保険課 子育て支援課 人権・女性活躍推進課
	地域における多様な家庭形態に対する理解の浸透を図ります。	生活福祉課 障がい福祉課 介護保険課 子育て支援課 人権・女性活躍推進課

方向性

施策の方向 (3) 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進



誰もが安心して暮らせるように、犯罪防止のための環境整備に取り組むとともに、公共施設のバリアフリー化等を推進します。

具体的施策	施策の内容	担当部署
①誰もが安心して暮らせるための環境整備	防犯灯、防犯カメラの設置、安全パトロールの実施等、犯罪防止のための地域環境の整備に努めます。	危機管理課
	公共施設のバリアフリー化等の推進に努めます。	関係各課
	悪質商法をはじめとする高齢者や障がい者等の消費者被害防止に努めます。	産業振興課 介護保険課 障がい福祉課

第 5 章 計画の推進にあたって

1. 庁内推進体制の充実

計画の推進にあたっては、庁内の部署の連携を緊密にし、全庁的に取り組んでいきます。また、定期的に各部署における施策の進捗状況の把握に努めます。

さらに、「男女共同参画推進審議会」において、その施策の進捗状況の検証など、本計画の進行管理を行います。

加えて、本計画に基づいて男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「男女共同参画推進会議」において、庁内の意識共有を図るとともに、広範多岐にわたる関連施策の総合調整や進行管理を行います。

2. 町民や関係団体、関係機関、事業者との連携

本計画の推進のためには、町、町民、関係機関、事業者や教育関係者等が一体となって、取組を進めることが重要であることから、あらゆる機会をとらえて、町民や関係機関等と連携を推進します。

3. 国や府等との連携

計画の推進にあたっては、国や大阪府の近隣市町等との連携を図ります。

参考資料

1. 計画の策定経過

時期		実施	概要
令和2 (2020)年	12月24日	令和2年度 第1回男女共同参画推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長および副会長の選任について ・熊取町第2次男女共同参画プラン施策実施状況について ・熊取町第3次男女共同参画プランの策定について
	10月7日	令和3年度 第1回男女共同参画推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・熊取町第2次男女共同参画プラン施策実施状況について ・熊取町第3次男女共同参画プラン策定等にかかる住民アンケート調査について
令和3 (2021)年	11月 12日～30日	男女共同参画並びに人権に関する 住民アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象：18歳以上の住民1,000人 ・回収数：426件（回収率42.6%）
	3月25日	令和3年度 第2回男女共同参画推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長および副会長の選任について ・熊取町第3次男女共同参画プラン策定等にかかる住民アンケート結果について ・熊取町第3次男女共同参画プランについて
令和4 (2022)年	3月29日	令和3年度 第1回男女共同参画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・熊取町第3次男女共同参画プランの策定について ・熊取町第3次男女共同参画プラン策定等にかかる住民アンケート結果及び第2次男女共同参画プランにおける数値目標にかかる達成状況等について ・第3次男女共同参画プラン構成（案）について ・第3次男女共同参画プラン基本理念等の素案について ・第3次男女共同参画プラン体系（案）について ・ヒアリングシートの作成について
	8月3日	令和4年度 第1回男女共同参画推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・熊取町第2次男女共同参画プラン（令和3年度）実績について ・熊取町第3次男女共同参画プラン（素案）について
	9月9日	令和4年度 第1回男女共同参画推進会議 （書面開催）	<ul style="list-style-type: none"> ・熊取町第3次男女共同参画プラン（案）について
	10月21日 ～ 11月10日	パブリックコメントの実施	

時期		実施	概要
令和4 (2022)年	12月23日	令和4年度 第2回男女共同参画推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・熊取町第3次男女共同参画プラン(案)に対するご意見と町の考え方(案)について ・熊取町第3次男女共同参画プラン(概要版)素案について
令和5 (2023)年	2月16日	議員全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・熊取町第3次男女共同参画プランの策定について

2. 男女共同参画推進審議会規則

男女共同参画推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、男女共同参画推進条例(平成25年条例第3号。)第16条第3項の規定に基き、男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 男女共同参画推進計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他男女共同参画に関し、町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民
- (3) 事業者
- (4) 教育関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、男女共同参画主管課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

3. 男女共同参画推進審議会委員名簿

男女共同参画推進審議会委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏 名	所 属 等
栗飯原 和 宣	熊取町人権協会会長
◎辰 巳 佳寿恵	大阪体育大学社会貢献センター教授
○田 村 信 介	泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会加入事業所 (住友電工ファインポリマー(株)) ※～令和4(2022)年7月15日
中 塚 恒 子	元特定非営利法人児童虐待防止協会副理事長
西 本 美加保	岸和田人権擁護委員協議会熊取町地区委員会
○長谷川 智 亮	泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会加入事業所 (住友電工ファインポリマー(株)) ※令和4(2022)年7月16日～

◎：会長、○：副会長

任期：令和4(2022)年3月25日～令和6(2024)年3月24日

4. 男女共同参画推進条例

男女共同参画推進条例

わが国では、日本国憲法において個人の尊厳と法の下での平等がうたわれている。そして、男女平等の実現にむけた国内におけるさまざまな取組が国際社会における取組と連動しながら進められ、平成11年に男女共同参画社会基本法が施行され、男女共同参画社会の形成が総合的かつ計画的に推進されることとなった。

熊取町においても平成15年から「熊取町男女共同参画プラン」により、「すべての分野において協力しあいながら責任を分かち合うことができ、男女がそれぞれの一員としての役割を果たすことのできる環境が整った社会」の構築をめざして、計画的にさまざまな施策に取り組んできた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに伴う社会の制度や慣行は依然として残っており、また、近年においては配偶者やパートナーからの暴力が社会問題として認識されるようになった。男女平等の社会の実現にはなお一層の取組が必要である。

このような状況を改善するために、伝統や文化に配慮しながら、「男女が個性と能力に応じてさまざまな生き方を自由に選択でき、協力しあいながら責任を分かち合うことができる、人権尊重のまち」を男女共同参画社会における町のめざす姿として、職場、学校、地域、家庭などの社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進が重要である。

ここに熊取町は、町、町民、事業者及び教育関係者が協働して、男女共同参画社会の実現をめざして取り組むことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、町、町民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定め、もって男女共同参画の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 町民 町内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 町内で事業活動を行う法人その他団体及び個人をいう。
- (4) 教育関係者 学校教育をはじめ、社会のあらゆる分野において教育に携わる者をいう。
- (5) 積極的格差改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により相手に不快感若しくは不利益を与えること又は相手の生活環境を害することをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある男女を含む。）その他密接な関係にある男女の間で行われる暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
- (8) 性同一性障害 生物学的な性と性の自己意識が一致しないことにより、精神的な葛藤を抱え、家庭生活及び社会生活における活動に困難が生じている状態をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女が個人として尊厳を重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保さ

れること、さらに、その他男女の人権が尊重されること。

- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、対等な構成員として、町における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ当該活動以外の活動を行うことができるようにされること。
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われること。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差改善措置を含む。以下「推進施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する。

2 町は、男女共同参画の推進施策の実施に当たっては、町民、事業者及び教育関係者（以下「町民等」という。）と協力して取り組まなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる分野において積極的に男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 町民は、町が実施する推進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画について理解を深め、その事業活動を行うに当たり、積極的に男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、職場その他の活動の場における男女の対等な参画の確保に努めるとともに、仕事と家庭その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 事業者は、町が実施する推進施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念に基づき、教育を行うに当たり、男女共同参画の推進に配慮するとともに、町が実施する推進施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 すべて的人是は、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

2 すべて的人是は、性同一性障害を有すること又は先天的に身体上の性別が不明瞭であることにより人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 すべて的人是は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力的行為を助長する表現を行わないよう配慮しなければならない。

(推進計画の策定等)

第10条 町長は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画推進計画（以下「推進計画」という。）を策定する。

2 町長は、推進計画の策定に当たっては、第16条に規定する男女共同参画推進審議会の意見を聴くとともに、町民等から意見を聴取するものとする。

3 町長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 推進計画を変更する場合には、前2項の規定を準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 町は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(広報活動)

第12条 町は、町民等の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報活動等を行う。

(積極的格差改善措置)

第13条 町は、社会のあらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合には、町民等と協力して積極的格差改善措置を講じるものとする。

(推進体制の整備)

第14条 町は、推進施策を総合的かつ計画的に推進

するため、必要な体制を整備する。

(調査研究)

第 15 条 町は、推進施策の策定及び実施に関し必要な事項について調査研究を行うものとする。

(男女共同参画推進審議会)

第 16 条 推進計画の策定及び推進、その他男女共同参画に関し必要な事項について調査審議するため、男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員 8 人以内で組織する。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(町が実施する施策に対する申出)

第 17 条 町民等は、推進施策その他の町が実施する施策のうち、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについて苦情又は意見(以下「苦情等」という。)があるときは、その旨を町長に申し出ることができる。

2 町長は、前項の規定による苦情等の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するものとする。この場合において、町長は、当該申出を処理するため必要があると認めるときは、審議会の意見を聴き、又は関係機関に対し協力を要請するものとする。

(相談への対応)

第 18 条 町長は、性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関して相談を受けたときは、関係機関との連携を図りながら、迅速かつ適切に対応するものとする。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

5. 男女共同参画推進会議要綱

男女共同参画推進会議要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画プラン及びプランに基づく施策の推進に関する事
- (2) 前号に定めるものの他、前条の目的を達成するために必要な事項に関する事

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長、副会長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長の職務等)

第4条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(推進会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、委員が事故その他やむを得ない理由により推進会議に出席できないときは、当該委員に対し、代理者の出席を求めることができる。この場合において、当該代理者は、委員とみなす。

3 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、総務部人権・女性活躍推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

会 長	人権担当部長（担当理事がいる場合は担当理事）
副会長	人権・女性活躍推進課長
委員	企画経営課長、危機管理課長、財政課長、広報戦略課長、総務課長、人事課長、産業振興課長、環境課長、健康・いきいき高齢課長、介護保険課長、障がい福祉課長、生活福祉課長、子育て支援課長、保育課長、保険年金課長、まちづくり計画課長、道路公園課長、学校教育課長、生涯学習推進課長、図書館長

6. 男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関す

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

る施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更

したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三

項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の

者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定に

より審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

7. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：令和四年法律第六十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不

法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の

保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勧案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの

暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- (婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾

病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十

五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚

姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥

心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未

満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意
(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合に

ついて準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並び

に第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係

における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条

第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条

第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に

定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

8. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

最終改正：令和四年法律第十二号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇

進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者

働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなると認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなると認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行うおうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する

調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八

条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同條に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四條の次に一條を加える改正規定及び附則第三十五條の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十條の四第二項、第五十八條第一項、第六十條の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一條の二第一項の改正規定並びに同條第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」

に改める部分に限る。)、第四條の規定並びに第七條中育児・介護休業法第五十三條第五項及び第六項並びに第六十四條の改正規定並びに附則第五條から第八條まで及び第十條の規定、附則第十三條中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十條第十項第五号の改正規定、附則第十四條第二項及び第十七條の規定、附則第十八條(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九條中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八條第三項の改正規定(「第四條第

八項」を「第四條第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十條第一項の表第四條第八項の項、第三十二條の十一から第三十二條の十五まで、第三十二條の十六第一項及び第五十一條の項及び第四十八條の三及び第四十八條の四第一項の項の改正規定、附則第二十一條、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四條 この法律(附則第一條第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四條の改正規定並びに次條及び附則第六條の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第

一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

9. 国際連合や国、大阪府、熊取町における取組

年次	世界	国	○大阪府 □熊取町
1975年 (昭和50年)	○「国際婦人年」と決定 ○1976年～1985年を「国連婦人の10年」と決定 ○「世界行動計画」採択	○総理府に「婦人問題企画推進本部」設置	
1977年 (昭和52年)		○「国内行動計画」策定	○「大阪婦人問題推進会議」設置
1979年 (昭和54年)	○「女子差別撤廃条約」採択		
1981年 (昭和56年)		○民法、家事審判法の一部改正	○「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」策定
1985年 (昭和60年)	○第3回世界女性会議(国連婦人の10年世界会議)で女性の地位向上のための「ナイロビ将来戦略」採択	○「女子差別撤廃条約」批准 ○「男女雇用機会均等法」成立	
1987年 (昭和62年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1991年 (平成3年)		○「育児休業等に関する法律(育児休業法)」成立	○「大阪府第3期行動計画」策定
1993年 (平成5年)		○「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」成立・施行	○「男女協働社会の実現を目指す表現の手引き」作成
1994年 (平成6年)		○「男女共同参画推進本部」設置	○ドーンセンター(大阪府立女性総合センター)開館
1995年 (平成7年)	○第4回世界女性会議で「北京宣言及び行動綱領」採択	○「育児・介護休業法」成立 ○「ILO156条約(家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)」批准	○男女協働社会の実現を目指す府民意識調査結果報告
1996年 (平成8年)		○「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997年 (平成9年)		○「男女雇用機会均等法」改正 ○「介護保険法」成立	○「新 女と男のジャンプ・プラン」策定 ○「審議会等への女性委員の登用推進要綱」策定
1999年 (平成11年)		○「男女共同参画社会基本法」成立	○男女協働社会の実現を目指す府民意識調査発表

年次	世界	国	○大阪府 □熊取町
2000年 (平成12年)	○国連特別総会「女性2000年会議」で「政治宣言と北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ(成果文書)」採択	○「ストーカー行為等の規制に関する法律」と「児童虐待の防止等に関する法律」成立 ○「男女共同参画基本計画」閣議決定	○大阪府「女性に対する暴力」対策会議を設置
2001年 (平成13年)		○男女共同参画会議・男女共同参画局の設置 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立 ○「男女共同参画週間」スタート ○「女性に対する暴力をなくす運動」スタート	□熊取町男女共同参画プラン策定検討委員会設置 □熊取町民による住民アンケート調査実施 ○「大阪府男女共同参画計画」策定
2002年 (平成14年)			○「大阪府男女共同参画推進条例」制定
2003年 (平成15年)		○「少子化社会対策基本法」制定 ○「次世代育成支援対策推進法」制定	□熊取町男女共同参画プラン策定 □男女共同参画社会情報誌「”ともに”」発行 □「男女共同参画講演会」開催
2005年 (平成17年)	○第49回国際連合婦人の地位委員会開催(国連「北京+10」世界閣僚級会合)	○「第2次男女共同参画基本計画」策定 ○「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	○「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ○大阪府「次世代育成支援行動計画(こども・未来プラン)」策定
2006年 (平成18年)		○「男女雇用機会均等法」改正	○「おおさか男女共同参画プラン」改定
2007年 (平成19年)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	○「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク」設置
2008年 (平成20年)		○男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定	

年次	世界	国	○大阪府 □熊取町
2009年 (平成21年)		○女性差別撤廃委員会の最終見解の公表	□熊取町の人権相談に「女性限定日」を設置 ○「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定
2010年 (平成22年)	○国連「北京+15」記念会合開催	○「第3次男女共同参画基本計画」策定	
2011年 (平成23年)	○ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関(UN Woman)正式発足		○「おおさか男女共同参画プラン(2011~2015)」策定
2012年 (平成24年)	○第56回国連婦人地位委員会において「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」について決議案採択		□「熊取町第2次男女共同参画プラン策定検討委員会」設置 □「熊取町 男女共同参画に関する住民アンケート」実施 ○「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(2012~2016)」策定
2013年 (平成25年)	○第57回国連婦人の地位委員会「婦人の地位委員会の将来の機構及び作業方法」「パレスチナ女性の状況及びその支援」採択	○「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	□「男女共同参画推進条例」制定 □「熊取町第2次男女共同参画プラン」策定
2014年 (平成26年)	○第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「すべての女性が輝く社会づくり本部」の設置 ○「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ防止法)」制定	○「男女共同参画に関する府民意識調査」実施
2015年 (平成27年)	○第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合 ○第3回国連防災世界会議「仙台宣言」採択 ○「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)採択	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定 ○「第4次男女共同参画基本計画」策定 ○「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ○「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	○「OSAKA 女性活躍推進会議」設置 ○大阪府男女共同参画審議会から「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申

年次	世界	国	○大阪府 □熊取町
2016年 (平成28年)	○G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのG7イニシアティブ(WINDS)」に合意	○「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正	○「おおさか男女共同参画プラン(2016~2020)」策定
2017年 (平成29年)		○いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議設置	○「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2017~2021)」が策定
2018年 (平成30年)		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」制定	□「熊取町第2次男女共同参画プラン<改訂版>」策定
2019年 (令和元年)	○W20日本開催 ○「G20大阪首脳宣言」(女性のエンパワーメント等)採択	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	
2020年 (令和2年)	○「第64回国連女性の地位委員会(北京+25)」開催(ニューヨーク) ○パリのOECD本部において「女性に対する暴力撲滅に関するハイレベル会合」開催 ○国連「第4回世界女性会議25周年記念ハイレベル会合」をニューヨークの国連本部にて開催 ○W20サミット開催	○DV相談+(プラス)開始 ○「第5次男女共同参画基本計画」策定	○大阪府男女共同参画審議会から「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申 ○「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」開始
2021年 (令和3年)	○G20「女性活躍担当大臣会合」開催	○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 ○「育児・介護休業法」改正	○「おおさか男女共同参画プラン」(2021-2025)」策定 □「熊取町男女共同参画並びに人権に関する住民アンケート調査」実施
2022年 (令和4年)		○「AV出演被害防止・救済法」施行	○「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」(2022-2026)」策定
2023年 (令和5年)			□「熊取町第3次男女共同参画プラン」策定

熊取町第3次男女共同参画プラン

発行：令和5(2023)年3月

編集：熊取町 総務部 人権・女性活躍推進課

〒590-0495 大阪府泉南郡熊取町野田1丁目1番1号

電話：072-452-1004(直通) FAX：072-452-7103